

高千穂町景観計画



平成 30 年 3 月
高 千 穂 町

目 次

序章 はじめに

1. 策定の目的	1
2. 景観法の概要	1
(1) 基本理念と主体の責務	1
(2) 景観計画に定める事項	2

第1章 高千穂町の概況

1. 自然的概況	3
(1) 位置・地勢・気候	3
(2) 歴史・沿革	4
2. 社会経済構造	5
(1) 人口の状況	5
(2) 産業の状況	6
3. 上位・関連計画	7
(1) 上位計画	7
(2) 関連計画	12

第2章 景観資源の現状と評価

1. 町内景観資源の現状	19
(1) 景観資源の分布状況と特色	19
2. 町民意識調査のまとめ	28
(1) 調査の概要	28
(2) 調査回答者の属性	28
(3) 調査結果の概要	29
3. 景観整備の課題	41
(1) 地域景観	41
(2) 橋梁景観	42
(3) 自然・歴史文化的景観	44
(4) まちなか景観	45

第3章 景観形成計画

1. 景観計画区域の設定と良好な景観の形成に関する方針	47
（1）景観計画区域の設定	47
（2）景観形成に向けた理念と目標	48
（3）類型別景観形成の方針	49
2. 良好な景観の形成のための行為の制限	55
（1）行為の制限の概要	55
（2）行為の制限の基本方針	55
（3）良好な景観の形成のための行為の制限	56
3. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針	68
（1）景観重要建造物の指定方針	68
（2）景観重要樹木の指定方針	69
4. 屋外広告物の表示等に関する基本方針	70

第4章 景観形成の推進に向けて

1. 関係法令等の横断的な活用	71
（1）景観重要公共施設の整備について	71
（2）景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項について	71
（3）既存の緑のストック活用や文化的景観との連携について	72
（4）地区計画制度や景観協定制度の活用について	72
2. 協働による景観づくり	73
（1）主体間の協働による景観づくり	73
（2）景観整備機構の指定	73
（3）助成、表彰・認定制度の検討	73
3. 景観形成重点地区の検討	74
4. 良好な景観形成へ向けた体制づくり	74
（1）推進組織	74
（2）総合的な推進体制の構築	74
（3）行為の制限に関する届出の流れ	75

序章 はじめに

1. 策定の目的

高千穂町は、わが国の発祥に係る貴重な歴史文化資源と緑豊かな自然環境に恵まれた町です。これらによって形成された豊かな地域景観は、町民の生活にうるおいを与えるとともに、観光資源として多くの人々を惹きつける魅力となっています。

こうした魅力ある地域景観づくりを今後のまちづくりの重要な施策としてとらえ、新たな取り組みを進めるため、高千穂町景観計画を策定します。

2. 景観法の概要

(1) 基本理念と主体の責務

景観法は、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として、平成16年6月18日に公布されました。景観法では、良好な景観は現在及び将来における国民共有の資産であること、地域の個性を伸ばすため多様な形成を図ること、地域の自然・歴史・文化・風土等により良好な景観は多様であることなどを基本理念として示しているほか、主体としての住民や事業者、行政の責務を明確にしています。以下に、基本理念と主体の責務、スキームを示します。

◆景観法の基本理念

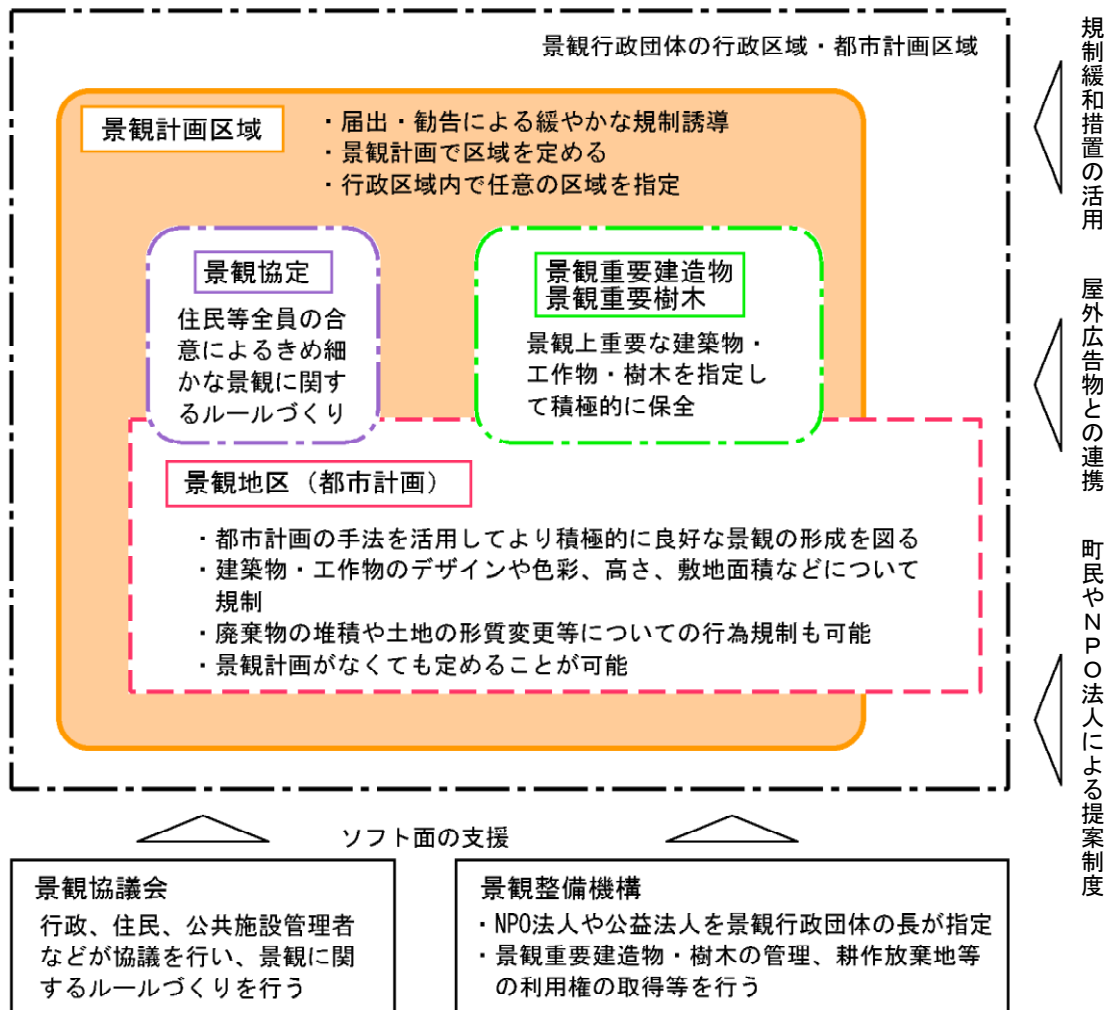
- 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠であり、国民共通の資産として、その整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであり、地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。
- 良好な景観は、産業観光やその他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであり、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により一体的な取組がなされなければならない。
- 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものとして行われなければならない。

◆景観法の主体の責務

- 国は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。また、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。
- 住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。



◆景観法のスキーム（組み立て）



（２）景観計画に定める事項

景観計画は、景観法に基づき、良好な景観の形成に関する考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるものです。以下に、景観計画に必ず定めなければならない事項及び必要に応じて定めることができる事項を示します。

◆必ず定めなければならない事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物・樹木の指定方針（指定対象となる建造物・樹木がある場合に限る）

◆必要に応じて定めることができる事項

- 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用の許可の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の特例に関する事項

第1章 高千穂町の概況

1. 自然的概況

(1) 位置・地勢・気候

本町は、九州山地のほぼ中央部、宮崎県の最北端に位置し、熊本県と大分県に接しています。

町域の周辺は、祖母山をはじめとする標高1,000m級の山々に取り囲まれており、町の中央部では五ヶ瀬川が北西から南東にかけて貫流し、途中、名勝天然記念物高千穂峡が神秘的で雄大な自然景観を魅せています。この地形を全体的に眺めると、平地の標高は約300m以上で、岩戸川が流れる北東から南西に向けての狭い谷間が、五ヶ瀬川の作る北西から南東の大きなU字谷で交わり、その交差部分の盆地（縄文時代までの阿蘇山の噴火により溶岩が流れて入ってV字谷を埋めて出来た）の中に五ヶ瀬川が深く侵食して切れ込んだ峡谷があるという地形となっています。また、五ヶ瀬川と神代川に囲まれた平地部分は、本町の中心市街地となっています。

気候は、夏・冬の気温差が大きく、夏季の降水量が多くなっています。このため、春の新緑、秋の紅葉など四季の変化に富む彩のある景観を魅せています。

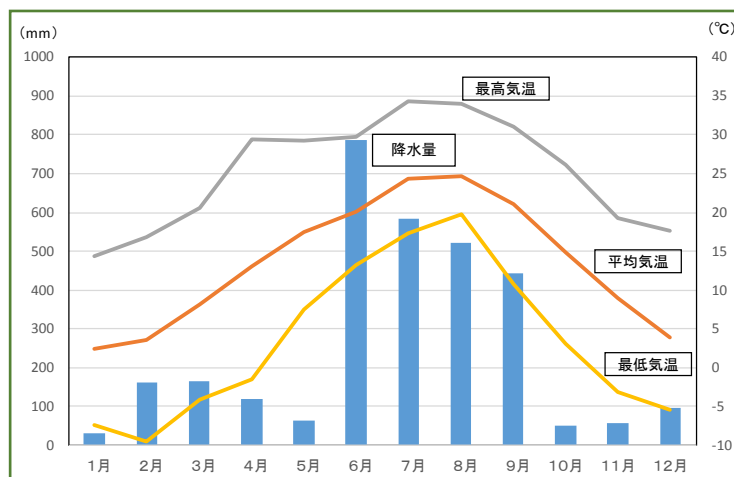
◆高千穂町位置図



◆高千穂広域交通網



◆高千穂町の気候（年間の気温・降水量）





（２）歴史・沿革

①神話～古代

日本神話においては、ニニギミコトの天孫降臨の地とされています。またアマテラスオオミカミが隠れたと伝えられる天岩戸があります。古代においては、この臼杵郡の高千穂町一帯を上高千穂と呼び、外輪山を含む阿蘇山全てを下高千穂と呼び、千穂は「ちお」と呼ばれていたことが、阿蘇神社縁起や宇佐八幡託宣集などの古文書、平安時代に書かれた和名鈔で確認できます。

②中世・近世

阿蘇神社と結んでいた肥後守護大名の菊池氏分家の甲斐氏が高千穂一帯から五ヶ瀬方面の山岳部の国人となっていました。このため中世の高千穂町は、阿蘇山地域との関係が深いといえます。甲斐氏は、南北朝時代に高千穂神社の神官、三田井氏の客分となり、戦国大名阿蘇氏の重臣として肥後に進出し、その家臣団として、豊後の大友氏と結び、薩摩の島津氏と対抗しました。徳川時代には、延岡藩の一部となり、延岡藩主の下で戦国時代以来の宿敵島津氏のお目付け役の役割を果たしました。

③近現代

町内で、硫砒鉄鉱が採掘され、戦前～戦後にかけて町の経済を支えました。1970年に国道325号が出来て以後、阿蘇のやまなみハイウェイに至る観光ルートに組み込まれています。

④町の沿革

1889年（明治22年）の町村制施行に伴い三田井、押方、向山の旧3村が合併し高千穂村が誕生しました。また、岩戸、山裏（上岩戸＋見立地区）の旧2村で岩戸村、五ヶ所、河内、田原の旧3村で田原村、上野、下野の旧2村で上野村となりました。その後1920年（大正9年）の町村制施行に伴い高千穂村が町制に移行し、高千穂町となりました。

戦後は、1956年（昭和31年）、高千穂町・田原村・岩戸村が対等合併し、高千穂町が誕生し、1969年（昭和44年）上野村を編入し、現在の高千穂町の形となりました。



2. 社会経済構造

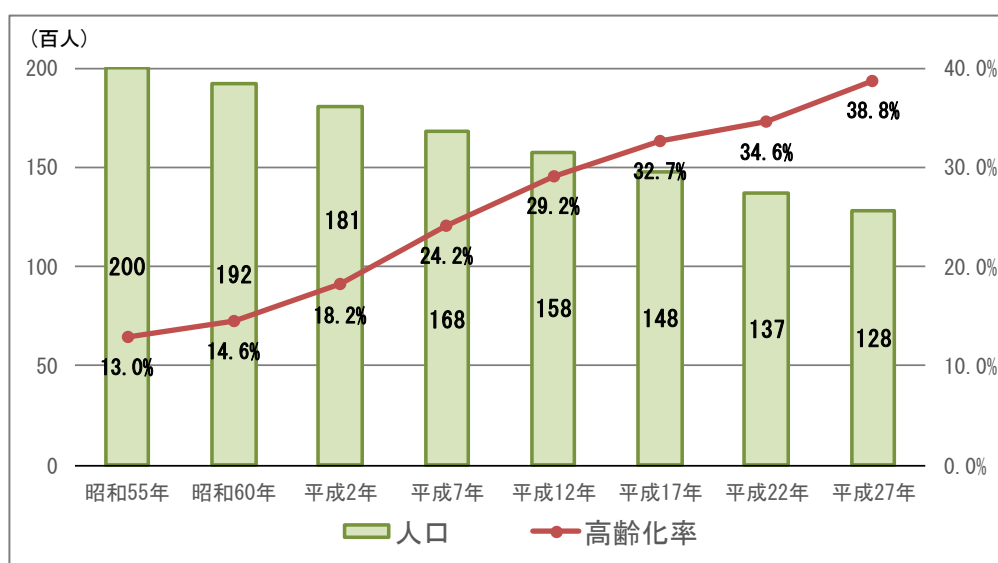
(1) 人口の状況

本町の国勢調査人口は、昭和55年に2万人の水準を超えていましたが、その後徐々に減少し、平成27年には約12,800人にまで減少しています。

人口の減少とともに、高齢化も進んでおり、昭和55年に13.0%であった高齢化率（65歳以上人口比率）は、平成27年には38.8%となっています。

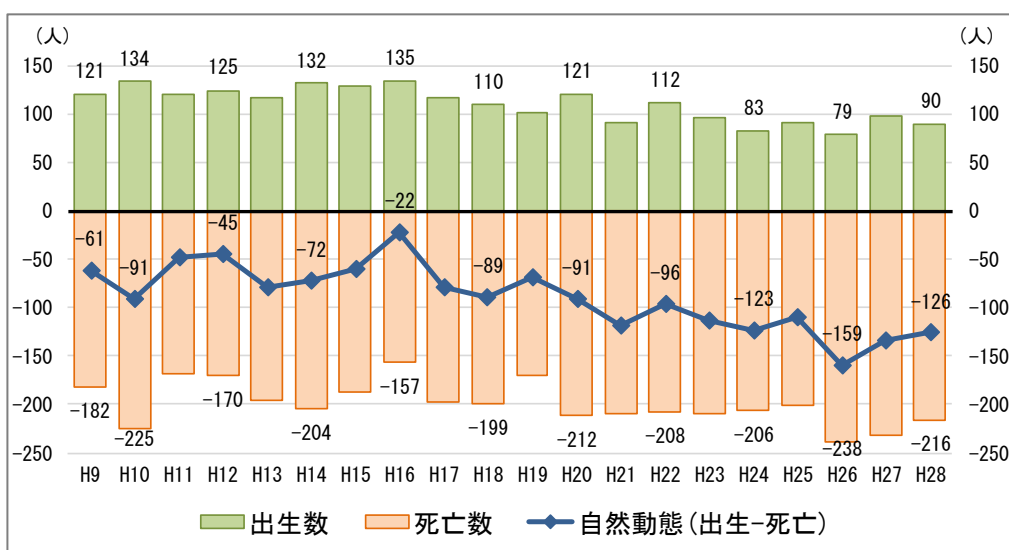
人口減少のメカニズムを人口動態からみると、自然動態では、出生数の減少による自然減の傾向にあることがわかります。また、社会動態については、転入・転出による社会減の傾向が続いているものの、その規模は僅かずつ縮小傾向を見せ、人口流出は鈍化しています。

◆人口の推移と高齢化率



※資料：国勢調査

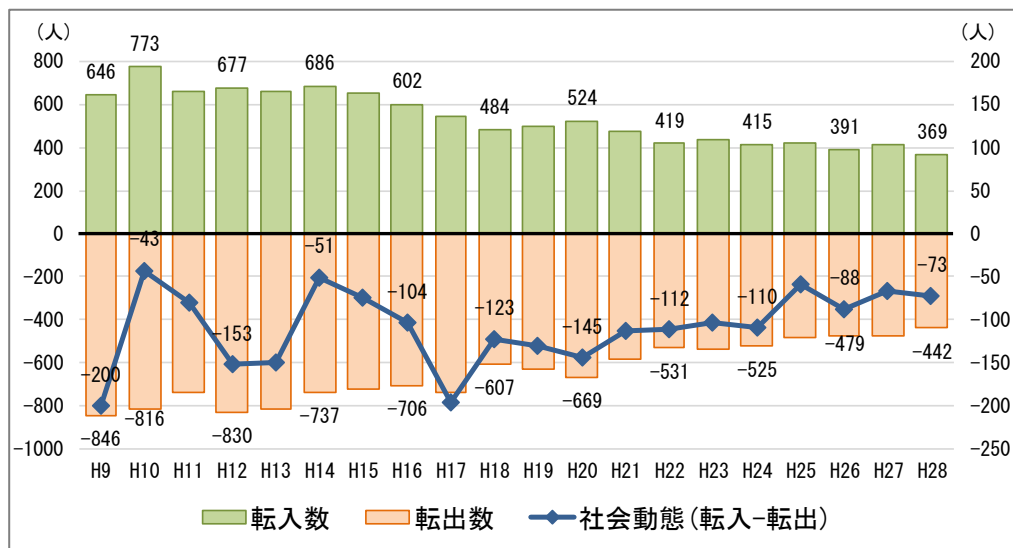
◆自然動態の推移



※資料：住民基本台帳



◆社会動態の推移



※資料：住民基本台帳

(2) 産業の状況

産業の状況を生産額及び就業人口からみると、観光・商業などの第3次産業の就業者が約59%、第1次産業が約25%を占めています。生産額については、第3次産業が約76%を占めており、町の経済を支えています。

農産物については、高千穂牛で有名な肉用牛、ブロイラーの産出額が大きく、野菜、米などが続きます。特に肉用牛は経営体も多く、産出額は20億円を超えています。このほか、花き、高冷地野菜なども、地域性を活かした生産が行われています。

◆産業別生産額・就業人口

単位：百万円、人、%

区 分	総生産(平成26年度)		就業人口(平成27年国勢調査)	
第1次産業	2,176	6.6%	1,635	25.0%
第2次産業	5,793	17.5%	1,061	16.3%
第3次産業	25,056	75.9%	3,833	58.7%
合 計	33,025	100.0%	6,531	100.0%

※資料：総生産は「平成26年度 宮崎県の市町村民経済計算」より

※資料：就業人口は平成27年国勢調査、合計は不明2人を含む

◆農業部門別の産出額・農業経営体数

項 目	農業産出額(推計)	農業経営体数
耕種計	213千万円	-
米	48千万円	881経営体
野菜	109千万円	248経営体
花き	22千万円	40経営体
工芸農作物	18千万円	58経営体
畜産計	383千万円	-
肉用牛	218千万円	592経営体
ブロイラー	165千万円	20経営体
加工農産物	4千万円	-
合 計	600千万円	1,086経営体

※資料：農林水産統計、農業産出額(推計)についてはH26年値、農業経営体数についてはH27年値

※生産物は主なものを抜粋しているため、各生産額と経営体数の合計は内訳の合計値とは一致しない

3. 上位・関連計画

(1) 上位計画

①高千穂町民憲章【平成2年4月1日告示第15号】

美しい自然と神話の里わが高千穂、私たち町民は、常に本町の発展と将来性をねがい、さらに住みよい町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- ・ たがいに健康に心がけ 明るい家庭をきづきましょう
- ・ かがやく町づくり 旅人に心やさしく ふれあいと人の和をひろげましょう
- ・ 知識や感性を豊かにし 産業 文化の振興につとめましょう
- ・ 誇れる郷土高千穂の 自然や伝統を大切に守り育てましょう

②第5次高千穂町総合長期計画

高千穂町では、昭和47年に第1次総合長期計画を策定して以来、時代背景にあわせたまちづくりを進めてきました。第5次高千穂町総合長期計画においては、本町の目指す将来像を、

『「この町に生まれてよかった」「この町に住んでよかった」と実感できる理想の町づくり』とし、これを実現するために6つの基本目標を定め、各種施策に取り組むこととしています。

まちの将来像

「この町に生まれてよかった」
「この町に住んでよかった」
と実感できる理想の町づくり

《まちづくり施策の大綱》

1. 地域の資源を活かした活力のあるまちづくり

- 農業の振興 ○畜産の振興 ○林業の振興 ○商工業の振興
- 雇用対策 ○魅力ある観光地づくり

2. 健やかに暮らせる支え合いのまちづくり

- 医療と健康 ○地域福祉 ○障がい者福祉 ○児童福祉
- 社会保障 ○消費生活

3. 豊かな人間性を育むまちづくり

- 社会教育 ○男女共同参画 ○学校教育 ○文化振興

4. 安全・安心のまちづくり

- 自然環境整備 ○救急・消防対策 ○防災対策

5. 利便性のある快適なまちづくり

- 道路交通網の整備 ○土地利用 ○水道・下水道整備
- 町営住宅整備 ○情報基盤の整備

6. 自律した財政運営を目指して

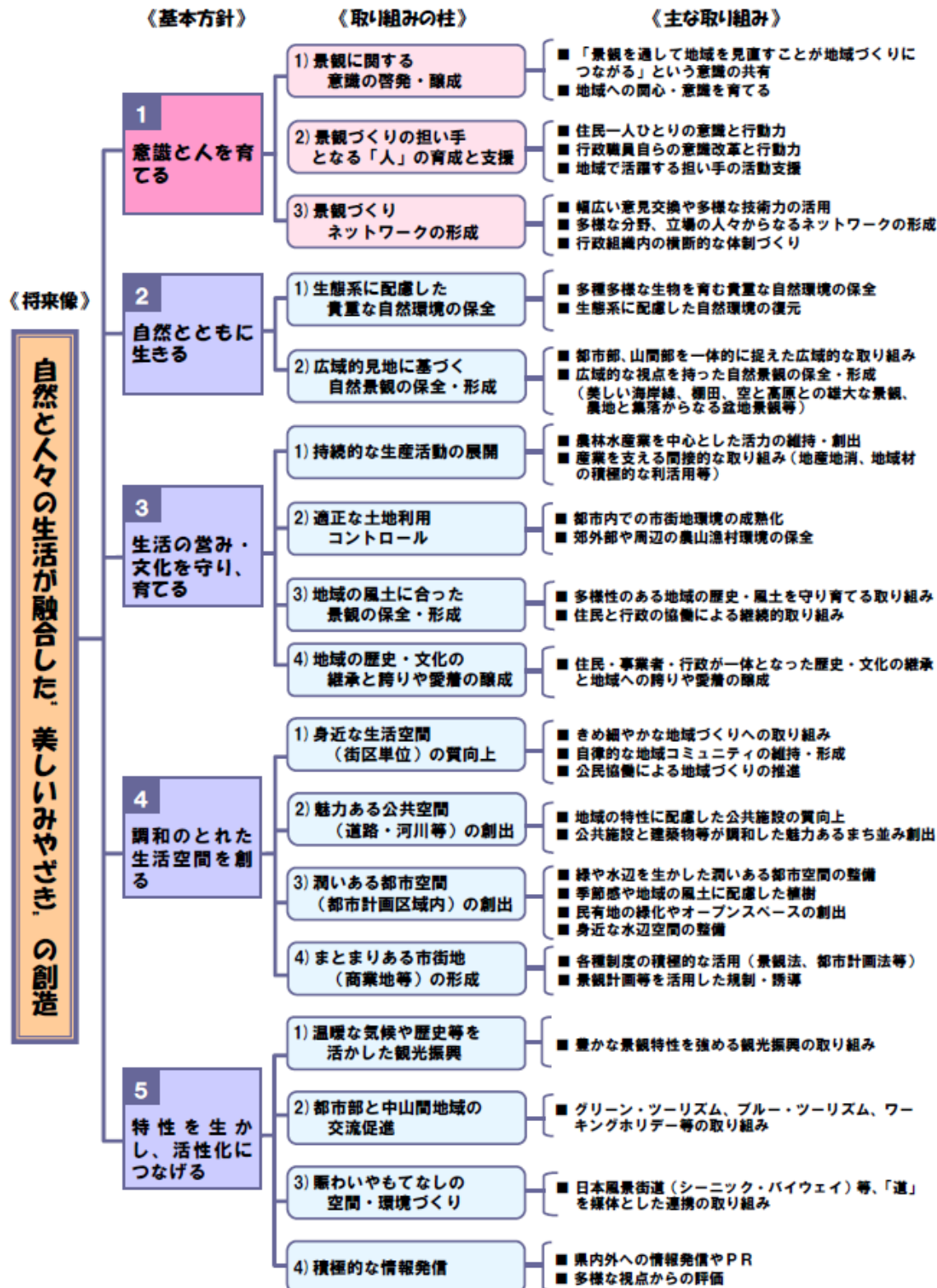
- 財政運営 ○行政運営 ○情報の公開と共有



③宮崎県景観形成基本方針【平成19年4月】

宮崎県景観形成基本方針は、宮崎県としての景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造するために策定されました。以下に施策の体系を示します。

◆施策の体系



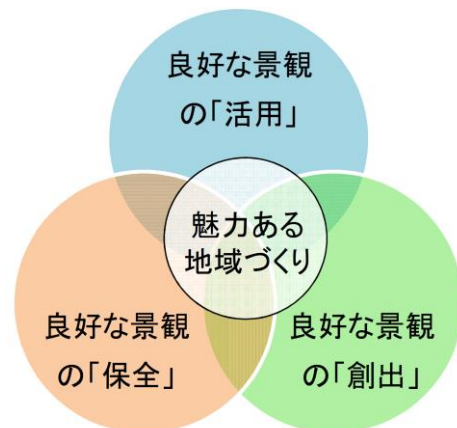
④美しい宮崎づくり推進条例【宮崎県平成 29 年 4 月】

美しい宮崎づくり推進条例は、雄大で美しい自然に恵まれ、多くの伝説や伝統文化が存在する宮崎県において、県民一人ひとりの力を合わせて美しい宮崎づくりを推進し、世界に誇れる美しい郷土を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、平成 29 年 4 月に施行されました。以下に概要を示します。

■美しい宮崎づくりとは？

良好な景観を「守る」こと、新たに良好な景観を「創り出す」こと、又はこれらの景観を「活用する」ことにより、「魅力ある地域づくり」を推進し、「県民の心豊かな暮らし」と「活力ある地域社会」の実現を目指します。

◆「美しい宮崎づくり」の 3 つの視点



■共有したい基本的な考え方

県、市町村並びに県民、事業者の皆さんが同じ想いで美しい宮崎づくりに取り組めるよう、基本理念（基本的な考え方）を定めます。

◆「美しい宮崎づくり」の基本理念

1. 私たちや子どもたちのため：（将来にわたって県民が良好な景観の恩恵を享受できるよう推進されること）
2. 地域への愛着と誇りを育むように：（県民の地域に対する愛着と誇りを醸成するよう推進されること）
3. 訪れる人々へのもてなしの心を持って：（訪れる人々に対するもてなしの心を持って推進されること）
4. 一人ひとりが今できることに：（理解、行動、支援等の多様な取組により推進されること）
5. みんなの力を合わせて取り組みましょう！：（適切な役割分担と相互の連携により推進されること）

■それぞれがやるべきこと

県、市町村、県民、事業者の皆さんが、それぞれの役割を踏まえ、一人一人が出来ることを連携して取り組み、美しい宮崎を将来の世代に引き継いでいきます。

◆役割と連携のイメージ





■美しい宮崎づくりを推進するための施策等の概要

宮崎の景観は、私たち一人ひとりの暮らしや、事業活動と密接に結びついて形づくられてきたものです。私たち一人ひとりがそのことを認識し、行動することで美しい宮崎が守られ、創り出されていきます。このようなことから、県、市町村、県民、事業者が一体となって、美しい宮崎の景観を「県民共有の財産」として将来の世代に引き継いでいけるよう、様々な取組を推進していくこととしています。

◆施策等の概要



推進計画の策定及び推進体制の整備

- 美しい宮崎づくりを総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を策定し、推進体制を整備します。



地域の特性を生かした景観の保全及び創出

- 県民や事業者の皆さんと連携し、自然景観、農山漁村景観、まちなみ景観等を保全し、又は創出する取組を推進します。
- 広域的景観の保全及び創出に取り組めます。



景観を資源として活用するための環境づくり

- 県民や事業者の皆さんと連携し、ビューポイントの整備や、沿道・沿線の整備等を推進します。
- もてなしと賑わいの空間づくりの推進や、積極的な情報発信等を実施します。



公共事業に係る良好な景観の形成

- 公共事業に係る良好な景観形成のための指針を定めます。
- 国や市町村と連携し、景観に配慮した公共事業を推進します。



美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成

- 県民や事業者の皆さんと連携し、将来を担う子供達の育成や、専門的な知識を有する人材の育成を推進します。
- 各種団体や専門的知識を有する法人との連携を強化します。

⑤高千穂町まちづくり基本計画書【平成 28 年 3 月】

第 5 次高千穂町総合長期計画が示す高千穂町の将来像や基本目標の実現に資するための「まちづくりに関する基本的方向性と具体的な取り組み方針及びその展開方策」を示すものです。

◆まちづくりの基本目標

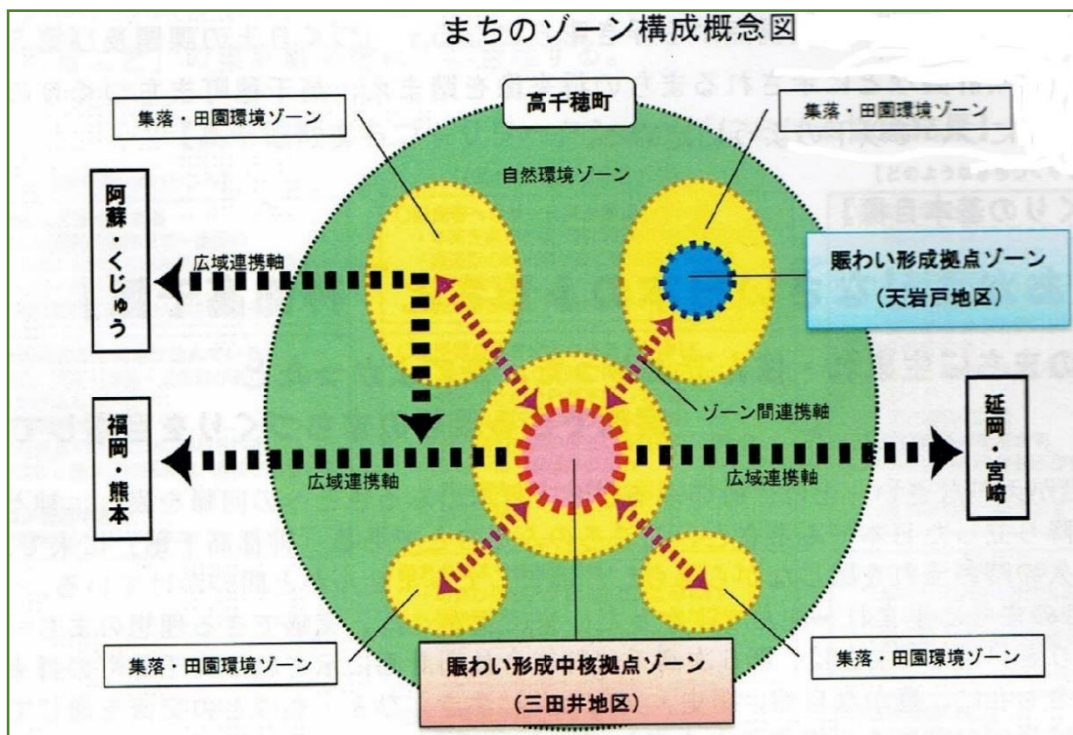
「おかえりなさい日本のふるさと 神都高千穂」

～このまちに生まれ・住んでよかった、来てよかったと
実感できる理想のまちづくりを目指して～

◆まちの将来像

- 将来像 1：豊富な地域資源を活かした豊かさを実感できるまち
- 将来像 2：暮らしぶりが誇れる自然・神話とともにいき、持続するまち
- 将来像 3：地域間が連携した利便性のある快適なまち
- 将来像 4：人が輝きコミュニティ活動が活発なまち

◆まちのゾーン構成



●賑わい形成中核拠点ゾーン（三田井地区）

高千穂町の中心市街地を形成するとともに、高千穂峡、高千穂神社、くしふる神社、旧高千穂駅（旧高千穂鉄道）といった高千穂町を代表する観光資源が集積するゾーンであることから、高千穂町の活性化をリードする中核拠点として位置づけ、拠点にふさわしい機能集積や空間形成を重点的に図る。

●賑わい形成拠点ゾーン（天岩戸地区）

高千穂町のもう一つの顔である天岩戸神社や天安河原などが集積するゾーンであることから、三田井地区と連携して高千穂の発展をより高める拠点として位置づけ、拠点に相応しい機能集積や空間形成を重点的に図る。



●集落・田園環境ゾーン

美しい棚田などが広がる田園風景の中に集落が溶け込んだゾーンとして、良好な生活環境の維持・保全を図るとともに、農業の振興、田園環境の保全を図る。

●自然環境ゾーン

緑豊かな自然環境が広がるゾーンとして、林業の振興や観光資源としての活用を図る。

●広域連携軸

福岡・熊本などの北部九州都市圏や阿蘇・くじゅう地域などの九州を代表する観光地、ならびに、延岡・宮崎地域からのアクセス軸として、高千穂町の入口としてのゲート性を高めるとともに、ゾーン・拠点への適切な案内・誘導機能の強化を図る。

●ゾーン間連携軸

高千穂町内のゾーン・拠点間を有機的に結びつける連携軸として、安全・快適な走行空間の確保や交通ネットワークの構築、誘導・案内機能の強化を図る。

(2) 関連計画

①高千穂都市計画区域マスタープラン【平成 23 年 4 月】

(高千穂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

高千穂都市計画区域マスタープランでは、高千穂都市計画区域の将来の都市づくりに向けて、以下の 3 つの基本方向を踏まえて都市づくりを進めるものとしています。

◆都市づくりの目標

- ①自然的、歴史的資源を活用した観光拠点としての賑わいと交流のまちづくり
- ②神話・伝説などの古代ロマンに満ちた伝統と文化のまちづくり
- ③『森林理想郷』の拠点として、豊かな自然環境と共生するまちづくり

◆市街地像

●既成市街地

高千穂神社からくしふる神社に至る中心市街地においては、高千穂町の表参道として、都市基盤整備と商業機能の更新を図り、うるおいと活力のあるまちづくりを目指します。また、旧町立病院跡地などの中心市街地内でのまとまった未利用地については、総合的な都市づくりの視点からの有効な土地利用を図るとともに、基幹産業である農林業・観光と商工業とが連携し、地域の特性を活かした中心市街地の形成を目指します。

その他の既成市街地については、居住環境の改善や防災性の向上、少子高齢社会への対応を図り、安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に向けた都市づくりを目指します。

●市街化進行地域

市街化進行地域においては、効率的な土地利用と都市施設整備とを一体的に行うとともに、計画的な緑地空間などの配置により、安全・安心・快適なうるおいのある居住環境の形成を目指します。

●郊外部の既存集落地域

用途地域外に点在する既存集落においては、地域の活力を維持していくために、歴史的、自然的環境などと調和した秩序ある土地利用の実現、良好な居住環境の形成及びコミュニティの維持を目指します。

②高千穂町観光マスタープラン【平成 25 年 3 月】

◆基本テーマ

日本発祥の地「神都 高千穂」計画

◆プランの方策

●高千穂のブランド化

「日本発祥の地 高千穂」のブランド化に向けた機運醸成、地域資源を活かした魅力ある観光地づくり

●観光地としての基盤整備

観光施設の整備（サイン、高千穂鉄橋の整備、まちなか観光の推進等）、宿泊施設の整備及びサービス向上、観光客の利便性の向上（旅行環境、交通アクセス）、広域連携の推進（阿蘇くじゅう観光圏等）

●新たな観光（ニューツーリズム）の創出

「神都 高千穂」観光プログラムの開発

●国際観光の推進

外国人観光客の受け入れ体制・環境の確立、魅力の効果的な発信

●広報・宣伝

メディア戦略、営業、キャンペーン

◆目標値・目標期間

●計画期間平成 25 年度～34 年度

項 目	平成 23 年度	平成 29 年度	平成 34 年度
町観光客入込客数（万人）	135	160	200
うち外国人（万人）	0.8	10.0	20.0
宿泊客数（万人）	13	20	40
観光客消費額（億円）	34	56	80
観光客個人消費額（円）	2,500	3,500	5,000



③高千穂鉄道公園化整備事業基本構想【平成 21 年 10 月】

平成 20 年 12 月に廃止となった高千穂鉄道の跡地についての、観光資源としての整備構想を示したものです。

◆高千穂鉄道跡地利用による高千穂観光の将来イメージ

●高千穂駅周辺

高千穂観光のゲートウェイ創出 ⇒ 高千穂の玄関としての高千穂駅の機能強化

●高千穂鉄橋周辺

高千穂の新たな観光拠点の創出 ⇒ 高千穂鉄橋の観光拠点化

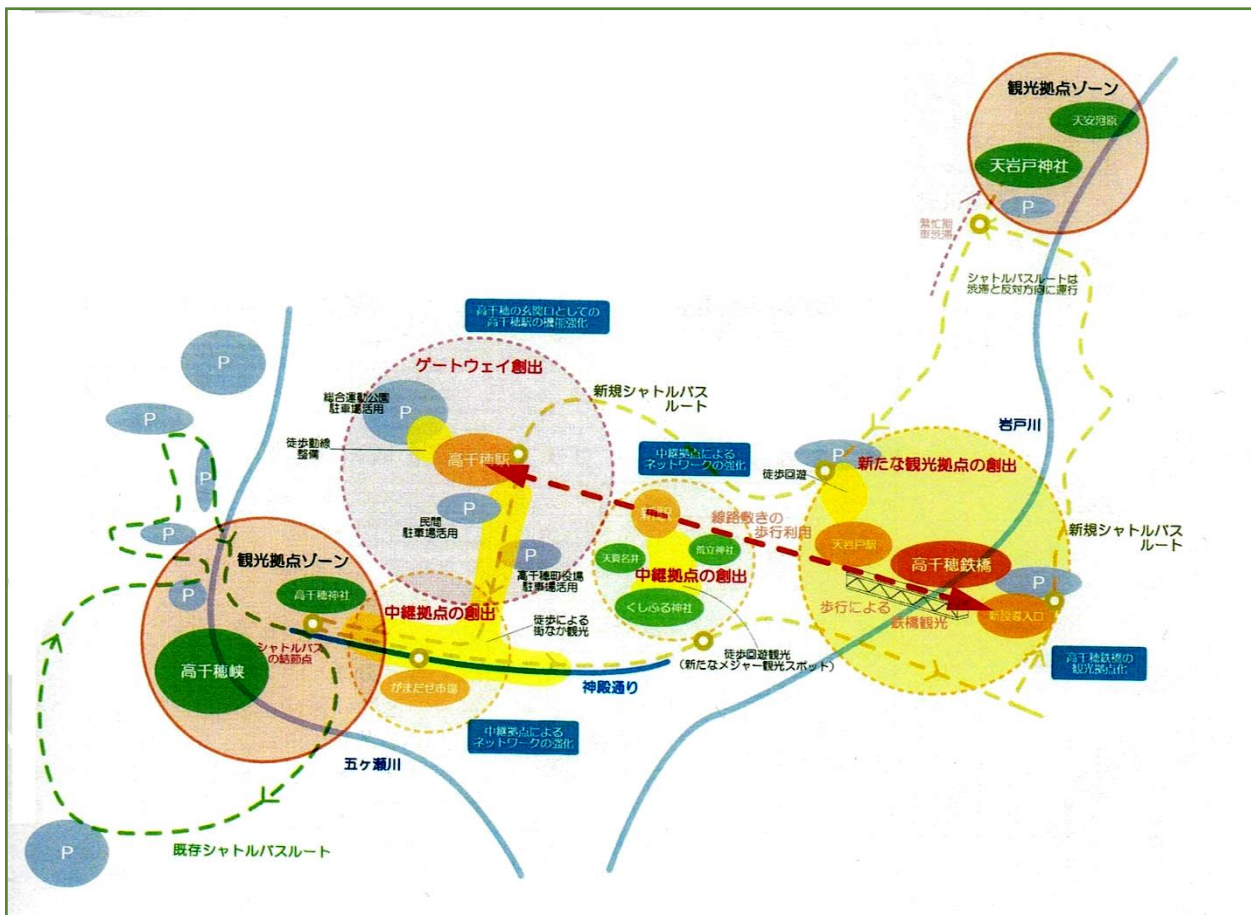
●線路敷き活用

中継拠点の創出 ⇒ 中継拠点によるネットワーク強化

●シャトルバス運行

高千穂駅を起点とし、鉄橋観光の入退場口となる天岩戸駅と大平側新設出入口、天岩戸神社、がまたせ市場、高千穂神社を巡るルートの設定により、高千穂駅周辺での駐車、バス利用による周遊の実現を目標とする。

◆将来イメージ図



④神代川まちづくり計画【平成 26 年 1 月】

河川改修で変貌してしまった古代からの環境と景観の再生を「水循環の復活」をキーワードに、神々の神話で彩られた高千穂町のまちづくりと一体となって進めようとするものです。

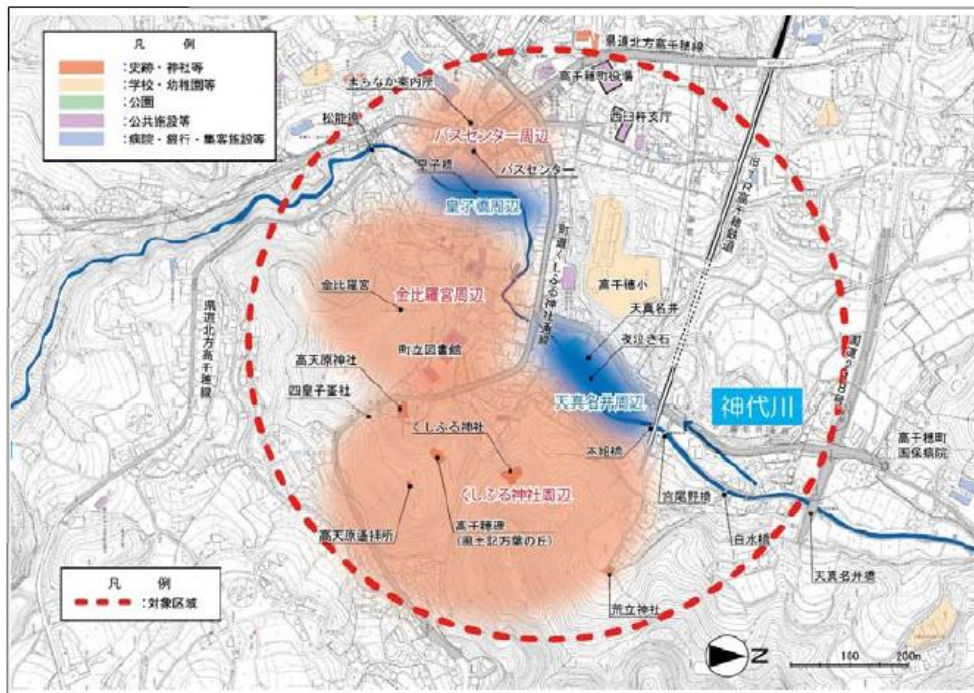
また、「日本の歴史・文化的環境・景観の再生を目指すかわまちづくり」のさきがけであり、21 世紀の新しい「水の種」を植える象徴的なかわまちづくりでもあります。

◆計画の方向性

神代川及びその周辺におけるかわまちづくりの目標、整備方針、整備内容などの基本的な方向性をとりまとめたものです。

この計画を基に、宮崎県と高千穂町との連帯のもと、地域の人々が高千穂地域の環境と景観の再生を機に、川とともに生きることの喜びを取戻し、またこの地域を訪れる人々に日本文化の原風景の体験を共有できるように、川とまちを一体とした様々な取り組みを行っていきます。

◆対象エリア



■広域図





◆基本理念と整備方針

基本理念1：高千穂地域のもつ神話・歴史という文化資源を生かしたかわまちづくり

神代川及び周辺における歴史・文化資源や神話を個性の集積として、神話の里としての風情を醸し出す聖地としてのイメージの確立を図る。

●固有の歴史背景を物語として伝えるしくみづくり

自然との調和を図りながら、天真名井を中心に、夜泣き石などの既存の歴史的資源に着目し、その背景にある物語性を、全ての人々にわかりやすく感じさせるしくみや環境づくりを行う。

●全ての人々が利用しやすい環境づくり

神代川及び周辺に訪れる人々に対する特色ある情報発信機能や、子供や女性・高齢者の利用にも配慮した休息機能などを配置する。

基本理念2：水循環の復活を実現するかわまちづくり

ハード面や維持管理の組織づくりを中心とした基礎的な部分の整備を行い、住民や訪れる人々が利用し育てる「かわまちづくり」の骨格を形成する。

●神代川の本来の姿への再生

水循環を面的な課題として捉え、流域全体に「水の種」を植える取組を行い、豊富な水を湛え人々の中心となる天真名井の再生を目指す。

●地域活性化に寄与する固有資源のネットワークづくり

まちづくりの骨格として、遊歩道などを整備した質の高い回廊動線で市街地中心区や他の観光地とのネットワーク化を図り、観光機能の向上を目指した環境づくりを行う。

基本理念3：地域の人びとの生活・文化と直結し、地域の賑わいを復活するためのかわまちづくり

かわまちづくりへの関心を高めるための環境整備や情報の提供、神代川の管理主体である宮崎県や高千穂町の連携を深める環境づくりをより一層推進し、住民や訪れる人々が中心となった「かわまちづくり」を行う。

●地域活性化に向けた活動を支援する環境づくり

神代川及び地域の個性を生かした環境づくりに合わせ、高千穂を訪ねる人々を癒し、もてなす取り組み（観光案内人、イベントなど）を地域の人びとが主体となって、立案・行動できる体制づくりを行う。

●機能的な維持管理体制の構築

地域住民、高千穂町、宮崎県が連携を持ちつつ、役割分担を明確にした神代川及び周辺施設の維持管理体制を構築する。

◆ゾーン設定と整備イメージ

1. 天真名井周辺・神々のゾーン

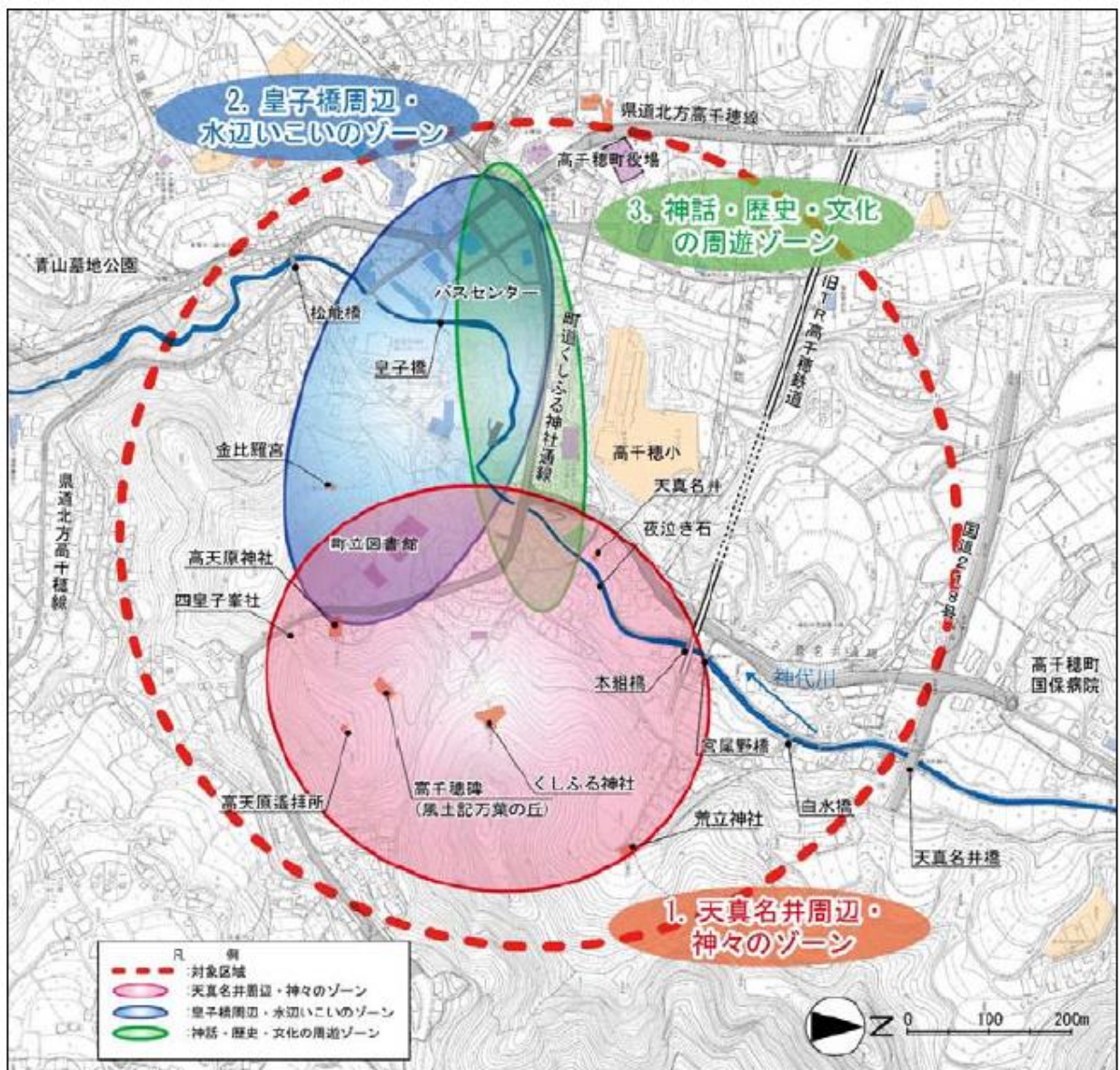
『天真名井と一体化した風情ある空間と、くしふる神社を中心とした散策ルート』

2. 皇子橋周辺・水辺いこいのゾーン

『まちとの連携を図った地元住民や観光客の憩いの場と四皇子の記紀を紹介する水辺空間』

3. 神話・歴史・文化の周遊ゾーン

『高千穂の太古の歴史・文化と現代の賑わいを結ぶ、時空を超える古街道として情景・風情を演出』





⑤「高千穂郷・椎葉山地域」世界農業遺産認定【平成 27 年 12 月】

本町を含む高千穂郷・椎葉山地域を特徴付ける、険しい山々とそれを覆う森林、そこから生まれる溪流、散在する集落と棚田が織りなす美しい景観は、この地域の人々による農林業活動によって育まれたものです。以下に示す本地域の山間地農林業複合システムは、貴重な伝統文化を伴った特徴的な農林業システムであるだけでなく、森林と農林業との調和を示す世界的に重要なモデルであるため、世界農業遺産に認定されました。

◆高千穂郷・椎葉山地域の特徴的な農林業システム

- 山間地という厳しい環境の中、森林を持続的に保全管理することでその恵みを巧みに引き出し、用材林業、棚田でのコメ作り、肉用牛生産、シイタケやお茶の栽培などを組み合わせた特徴的な農林業システムを形成。
- 豊富な森林資源と 1,800ha 以上の棚田、500km を超す山腹水路網は、人々の努力の象徴といえる。
- この特徴的な農林業システムは、「刈干切唄」「ひえつき節」といった日本を代表する民謡や、地域共同体の祭祀であり、長い伝統を持つ「神楽」など、特色ある伝統文化を育んできた。
- 伝統的な農林業と文化を継承し、森林理想郷（フォレストピア）を目指した地域づくりが力強く行われている。

⑥「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」登録【平成 29 年 6 月】

ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的としてユネスコが開始した事業です。

本地域においては、険しい山岳地形に原生的な自然林が形成され、幅広い植生とともに希少な動植物が生息していること、また、周辺の人々の自然に対する畏敬の念が、神楽など地域の文化として根付いていることなどが高く評価され「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に登録されました。登録を契機として、この地域の豊かな自然環境のほか、自然への畏敬の念とともに発展を遂げてきた人々の営みを、しっかりと次世代へ継承していくことを目指しています。

◆活動理念

尖峰と溪谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ
～自然への畏敬をこめて～

◆基本方針

- ①貴重な生態系の持続的な保全
 - 調査研究の推進による保全機能の充実
 - 地域住民主体の保全活動の推進
- ②自然と共生した持続可能な発展
 - 時代に即した持続的利活用による地域の発展
 - 次世代の担い手の確保、育成
- ③学術的研究や調査・研修への支援
 - 学術研究体制の構築による調査研究の推進
 - 国内外の課題解決のモデルとしての貢献

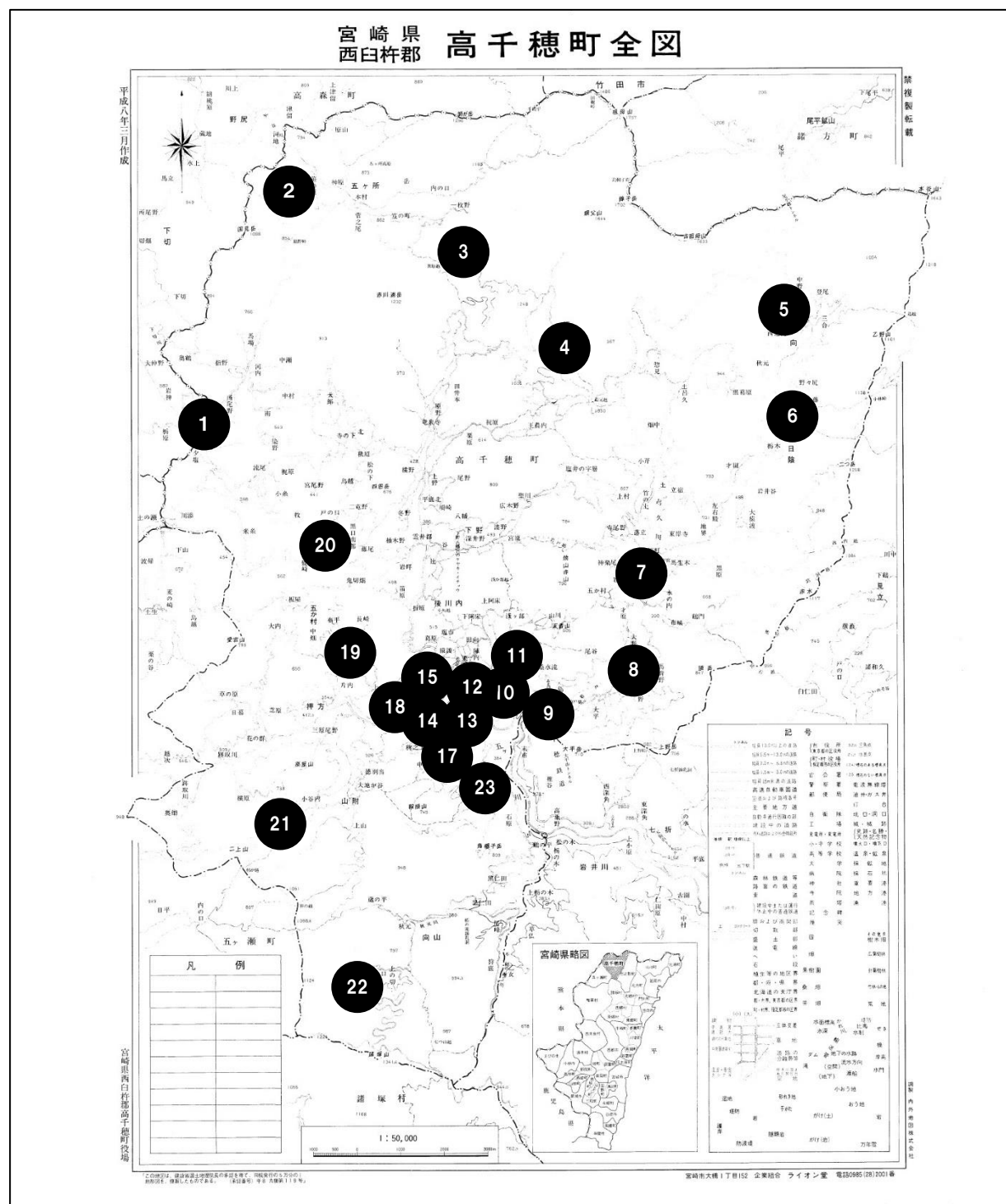
第2章 景観資源の現状と評価

1. 町内景観資源の現状

(1) 景観資源の分布状況と特色

町内に点在する景観資源の分布状況と特色を以下に示します。

◆町内景観資源の分布図



※番号は次ページに示す景観資源と照合（16、24、25は除く）



◆景観資源一覧

No.	景観資源	景観特性 (類型)	内容・特色
1	寧静ループ橋	社会基盤	橋梁の景観：豊かな自然に馴染むよう景観に配慮したループ橋
2	三秀台・ウェストン碑	自然・歴史文化	遠望：雄大な遠望が開ける絶景スポット
3	竜ヶ岩の滝	自然	滝の景観：景観資源として貴重だがアクセスや周辺が未整備
4	四季見原すこやかの森キャンプ場	自然	周辺景観：雄大な景観、雲海
5	常光寺の滝	自然	滝の景観：紅葉の季節の景観は美しい
6	上岩戸大橋	社会基盤	橋梁の景観：林道橋としては橋長、水面からの高さともに日本一
7	天岩戸神社とその周辺	自然・歴史文化	東本宮、西本宮、天安河原：周辺は冷涼で荘厳な雰囲気
8	栃又・尾戸の口等の棚田	地域産業	棚田の景観、亀山代橋：広大な棚田の景観は地域の人々の営みと自然が織りなす貴重な地域景観
9	高千穂鉄橋・雲海橋	社会基盤	橋梁景観：高千穂鉄橋からの眺めは圧巻、雲海橋は深淵の渓谷で雲海に浮かぶ姿は幻想的
10	櫛觸（くしふる）神社とその周辺	歴史文化	櫛觸神社、高天原遥拝所、四皇子峰、天真名井：周辺は荘厳な雰囲気に包まれている
11	荒立神社	歴史文化	神社と周辺環境：荘厳な雰囲気
12	高千穂町役場とその周辺	まちなか	公共施設、集落の景観：沿道緑化整備が行われ整然としており、歩道による安全性も確保
13	高千穂がまだせ市場	まちなか 商業施設	賑わいの風景：町民や観光客の買い物の場としてのにぎわい
14	高千穂神社とその周辺	歴史文化	高千穂神社、鬼八塚：高千穂郷八十八社の総社で、荘厳な雰囲気を醸しだしている
15	道の駅高千穂	商業施設	賑わいの風景：神楽面をモチーフにした大きなモニュメントが目を引く
16	その他の施設	商業施設 歴史文化	高千穂温泉、天岩戸温泉、歴史民俗資料館：町民や観光客の気軽な癒しの場所となり、周辺の景観にも溶け込んで歴史文化性を感じさせる
17	高千穂峡とその周辺	自然	高千穂峡、真名井の滝、御橋、玉垂の滝、高千穂峡遊歩道、七ツヶ池、おのころ池等：柱状節理の懸崖の景観が神話を彷彿とさせ、高千穂の魅力を感じられるスポット
18	高千穂三段橋	社会基盤	神都高千穂大橋、高千穂大橋、神橋の橋梁景観：一つの渓谷に三代の橋が架かる特色ある景観
19	国見ヶ丘	自然	遠望、雲海：山々を一望できる絶景スポット
20	緒橋渓谷	自然	渓谷美：「奥高千穂峡」と呼ばれ、素晴らしい渓谷美が広がる
21	二上神社	歴史文化	神社と周辺環境：荘厳な雰囲気
22	秋元神社	歴史文化	神社と周辺環境：春は野の草花が、秋は御神木の銀杏が境内を彩る
23	青葉大橋	社会基盤	橋梁景観：渓谷の景観と調和する
24	町内に点在する寺社仏閣	歴史文化	落立神社、鉾神社、二ツ嶽神社、石上神社等：現在に神々しい佇まいが伝えられる
25	高千穂の夜神楽	歴史文化	無形文化財：「高千穂の夜神楽」として国の重要無形民俗文化財に指定され、古くからこの地方に伝承

◆景観資源の特色

No.	景観資源	特色・写真
1	寧静ループ橋	阿蘇～高千穂への観光ルートとして重要な役割を持つ国道 325 号の熊本県高森町との境に架かる橋。地形が台地と複雑な谷、急な崖により高低差が非常に大きい<u>ため地域周辺の豊かな自然に馴染むよう景観に配慮したループ橋となっている</u>。橋長 210m。 
2	三秀台・ウェストン碑	五ヶ所高原にある三秀台は祖母山・阿蘇山・久住山の雄大な遠望が開ける<u>絶景スポット</u>。日本近代登山の父として知られるイギリス人のウォルター・ウェストン師（明治 23 年 11 月 6 日に祖母山登山）を偲び昭和 41 年に記念碑が建てられた。  
3	竜ヶ岩の滝	上野川の上流にあり、50m の高さから二段に落ちる滝。<u>景観資源として貴重だが、アクセスが容易ではなく、周辺も未整備</u>。 
4	四季見原すこやかなの森キャンプ場	風光明媚な高原に位置するキャンプ場。<u>雄大な景観が広がる</u>。 
5	常光寺の滝	祖母山系から湧出する荘厳な滝。<u>紅葉の季節の景観は美しい</u>。県道 7 号線沿いにあり、アクセスも良好。休憩などの周辺整備が求められる。 

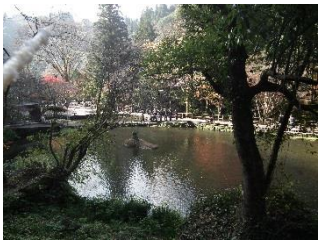
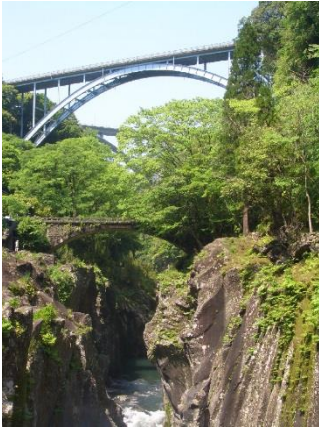


No.	景観資源	特色・写真
6	上岩戸大橋	平成 18 年 2 月に完成。林道橋としては橋長（410m）、水面からの高さ（122m）ともに日本一の橋。 
7	天岩戸神社とその周辺	だれもが知る日本神話、天の岩戸伝説の継承地。天岩戸神社（東本宮、西本宮）があり、神社から約 10 分の岩戸川沿いに天安河原の洞窟があり、御神体として祀られている。<u>周辺は冷涼で荘厳な雰囲気</u>に包まれている。 
8	栃又・尾戸の口等の棚田	高千穂市街南部で五ヶ瀬川に支流岩戸川が合流する。岩戸川下流の段丘面は幅が 300～500m 程で比較的広くこれが 3 Km 続き兩岸に棚田が広がる。この一帯の棚田群は棚田百選にも選定されており、右岸が尾戸の口棚田左岸が栃又の棚田であり、<u>広大な棚田の景観は地域の人々の営みと自然が織りなす貴重な地域景観</u>となっている。亀山城橋は岩戸川に架かり、兩岸を結び、住民生活を支えている。  
9	高千穂鉄橋・雲海橋	岩戸川に架かる高千穂鉄橋からの眺めは圧巻。 雲海橋は、国道 218 号日之影バイパスの橋梁であり、岩戸川の大 U 字谷に架設したもの。「雲海」の名のとおり、<u>深淵の溪谷で雲海に浮かぶ姿は幻想的</u>。橋面から水面までの高さは 115m。左右非対称な設計は国内でも珍しく、「第 1 号の知事賞」や「全日本建設技術協会全建準賞」を受賞。  

No.	景観資源	特色・写真
10	穂觸神社とその周辺	穂觸（くしふる）神社は、天孫降臨の地として伝えられる穂觸の峯にある。古事記の一文に「筑紫日向高千穂之久士布流多氣に天り坐しき」と書かれており、古くは「穂觸の峯」を御神体としてお祀りしていたが、元禄7年（1694年）社殿を建立した。御祭神は瓊々杵尊（ににぎのみこと）、天児屋根命（あめのこやねのみこと）、天太玉命（あめのふとだまのみこと）、経津主命（ふつぬしのみこと）、武甕槌命（たけみかづちのみこと）。周辺は荘厳な雰囲気包まれている。近隣には、高天原遥拝所、四皇子峰、天真名井などの神話に係る史跡がある。  
11	荒立神社	瓊々杵尊（ににぎのみこと）が天照大神の命を受けて降臨する途中で天孫一行を道案内した猿田彦命（さるたひこのみこと）と天鈿女命（あめのうずめのみこと）が結婚して住んだ地と伝えられ、荒木を利用して急いで宮居を造ったため、荒立宮と名付けられたといわれている。御祭神は、猿田彦命（さるたひこのみこと）、天鈿女命（あめのうずめのみこと）。 
12	高千穂町役場とその周辺	役場周辺の市街地は沿道緑化整備が行われており、整然としている。まちなかは幅員が十分とはいえないが、歩道が整備され、安全性も確保されている。  
13	高千穂がまだせ市場	町民や観光客の買い物の場としてのにぎわいをみせる。駐車場も広く確保している。新鮮な野菜や加工食品・手芸品が並ぶ物産市場「鬼八の蔵」、高千穂牛を味わえる「レストラン和」、高千穂牛を加工販売する「JA高千穂地区ミートセンター」などがある。  



No.	景観資源	特色・写真
14	高千穂神社とその周辺	約 1900 年前の垂仁天皇時代に創建され、<u>高千穂郷八十八社の総社</u>で、<u>荘厳な雰囲気</u>を醸しだしている。神社本殿と所蔵品の鉄造狛犬一対は国の重要文化財に指定されている。御祭神は、高千穂皇神（たかちほすめがみ）、瓊瓊杵尊（ににぎのみこと）・木花開耶姫命（このはなさくやひめ）、彦火火出見尊（ひこほほでみのみこと）・豊玉姫命（とよたまひめのみこと）、鵜草葺不合尊（うがやふきあえずのみこと）・玉依姫命（たまよりひめのみこと）、十社大明神（じゅっしゃだいみょうじん）、三毛入野命（みけぬのみこと）・鵜目姫命（うのめひめのみこと）など。樹齢 800 年といわれる秩父杉（夫婦杉）が御神木として祀られる。 鬼栃塚は三毛入野命（ミケイリノミコト）による鬼退治の伝説「鬼八伝説」が伝えられており、町内に首塚、胴塚、手足塚の 3 か所がある。  
15	道の駅高千穂	国道 218 号線沿いにあり、<u>神楽面をモチーフにした大きなモニュメント</u>が目を引く。高千穂産の野菜や加工食品などを販売し、レストランでは高千穂ならではの味覚が味わえる。   
16	その他の施設	高千穂温泉、天岩戸温泉には広々とした大浴場をはじめ、各種施設が併設されており、町民や観光客の気軽な癒しの場所となっている。周辺の景観にも溶け込んでいる。高千穂町歴史民俗資料館は、1986 年（昭和 61）6 月 25 日開館。複合社会教育施設「町コミュニティセンター」内に併設され、高千穂に残された神話・伝説の史跡や古代遺跡古文書、民俗文化財など約 10,000 点の文化遺産が収集、保管展示されている。景観も歴史文化性を感じさせるものとなっている。   

No.	景観資源	特色・写真
17	高千穂峡とその周辺	太古の昔、阿蘇山の火山活動によって噴出した火砕流が冷え固まり侵食された断崖がそそり立つ峡谷で、高いところで 100m、平均 80m の断崖が東西に約 7 キロに渡って続いており、<u>柱状節理のすばらしい懸崖の景観が神話を彷彿とさせる</u>。1934 年（昭和 9）に<u>国の名勝・天然記念物</u>に指定され、昭和 40 年には祖母傾国定公園の一部に指定されている。高千穂峡の周辺には日本の滝百選にも選ばれた真名井の滝、槍飛橋などがあり、さらに神話に由縁のある「おのころ島」や「月形」「鬼八の力石」「七ツヶ池」など、高千穂の魅力を十分に感じられるスポットとなっている。   
18	高千穂三段橋	神都高千穂大橋、高千穂大橋、神橋の橋梁景観。一つの渓谷に 3 本のアーチ橋が架かるのは全国でも初めてで、昭和の「神橋」、「高千穂大橋」（鋼橋）、そして平成の「神都高千穂大橋」（コンクリート橋）と三代の橋が架かる特色ある景観をみせる。   
19	国見ヶ丘	標高 513m の国見ヶ丘は、雲海の名所として有名。東に高千穂盆地、西に阿蘇五岳、北に祖母連山、南に霊峰「二上山」に続く椎葉の山々を一望できる絶景スポット。   



No.	景観資源	特色・写真
20	緒橋溪谷	高千穂峡の上流にあり、「奥高千穂峡」と呼ばれ、素晴らしい溪谷美が広がる。溪谷に架かる橋から見下ろせ、溪谷に下ることも可能。  
21	二上神社	男岳、女岳の二岳が一つになっていることから「二上山」と呼ばれる地にある神社。二上山は、「日向風土記」により天孫降臨の峯として伝えられる。神社は二上山の中腹にあり、898年に社殿が建立され、現在の社殿は1814年（文化11）にさらに再建したものと伝えられている。御祭神は、伊弉諾尊（いざなぎのみこと）、伊弉冊尊（いざなみのみこと）。御神木は、二上銀杏。  
22	秋元神社	建磐龍命（たていわたつのみこと）が諸塚大白山中腹に創建し、1683年現在地に創立したと伝えられる。1873年（明治6）に「秋元太子大明神」を「秋元神社」と改称。春は野の草花が、秋は御神木の銀杏が境内を彩る。神社境内には、秋元の山水が流れ落ち御神水として祀られている。御祭神は、国常立尊（くにとこたちのみこと）、国狭土尊（くにさづちのみこと）、豊斟淳尊（とよくむぬのみこと）。御神木はいちょうとなっている。現在の拝殿、本殿は2009年に改築された。  
23	青葉大橋	青葉大橋は、祖母・傾国定公園内で急崖を有する高千穂峡溪谷に架かり、溪谷の景観と調和するアーチスパン180mの鉄筋コンクリートアーチ橋。 

No.	景観資源	特色・写真
24	町内に点在する寺社仏閣	落立神社は、1508年（永正5）に三田井右京大夫右武が再建。安産の神と伝えられる。参道には元横綱千代の富士をはじめ多くの奉納板が並ぶ。古くは若一王子権現社と呼ばれ、神社の社家は神武天皇の兄神、稲飯命（イナヒノミコト）の子孫漆間氏が司っていたといわれる。 ニツ嶽神社は、宝永4年（1707）の刻印のある神鏡が伝わる。高千穂に八幡社を最初に勧請した神社といわれる。 鉾神社は、祖母嶽神社の外宮として豊後（大分）との県境である鉾峠に勧請されたのが起源とされ、享保31年（1736年）社殿再建とされる。御祭神は、日子穂穂見命（ひこほほでみのみこと）（山幸彦）とその配偶神豊玉姫命（とよたまひめのみこと）で、神武天皇は孫にあたる。 石神社は、延宝2年（1674年）、牛神大明神（ウシガミダイミョウジン）として創建され、十社大明神（現高千穂神社）の使牛をお祀りしたとされている。 各神社とも、地域の神社として大切に管理されており、現在に神々しい佇まいが伝えられる。
25	高千穂の夜神楽	高千穂に伝承される夜神楽は、「高千穂の夜神楽」として国の重要無形民俗文化財に指定され、天照大神が天岩戸に隠れたおり、岩戸の前で、天鈿女命（あめのうずめのみこと）が舞ったのが始まりとされる。古くからこの地方に伝承され、秋の実りへの感謝と翌年の豊穡を祈願し、11月中旬から2月上旬にかけて三十三番の神楽が各地の神楽宿で奉納される。夜神楽は三十三の番があり氏神様を神楽宿に迎えた夕方から翌日の昼前まで舞い続けられる。



2. 町民意識調査のまとめ

(1) 調査の概要

●調査の目的

町では、自然、歴史、文化、人々の生活など本町特有の景観資源を掘り起こし、個性的で魅力ある高千穂の景観を保全継承していくために、景観づくりの指針となる「高千穂町景観計画」の策定を予定しており、このアンケート調査は、町民の皆様に、高千穂町の景観に対するご意見、ご感想をお聞きし、「高千穂町景観計画」に反映させるために実施するものです。

●調査の対象

20 歳以上の高千穂町民

●調査方法

1,500 人を住民基本台帳より無作為抽出し、郵送による調査票の送付・回収を行いました。

●回収結果

623 票 (41.5%)

(2) 調査回答者の属性

年齢構成は、年齢が高くなるほど多くなる傾向があり、70 歳代（以上も含む）で約 36%、60 歳代で約 28%と多くを占め、総じて高齢者中心の意識を反映する結果となっています。

性別は、わずかに女性が多くなっています。

居住地区は、三田井地区が約 37%で最も多く、次いで岩戸地区約 17%、押方地区約 11%、上野地区約 11%などが比較的多くなっています。

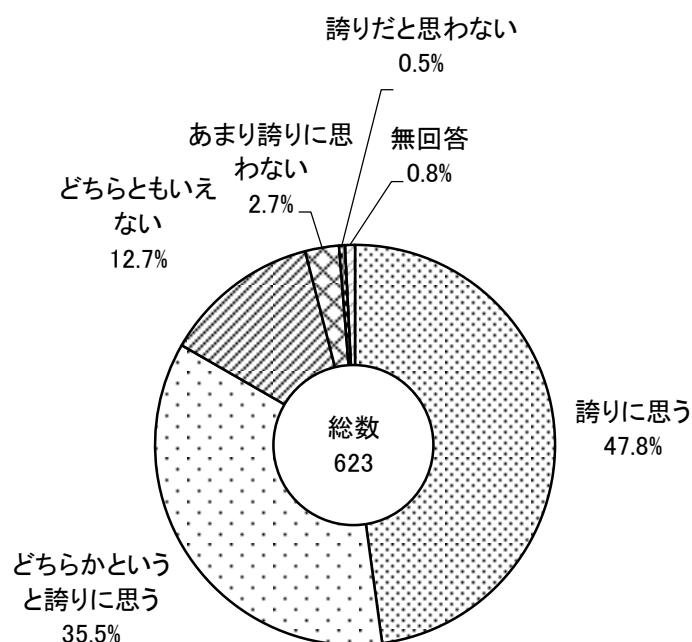
職業は、高齢者が多いこともあり、無職が 35%と多くを占めます。このほか、農林水産業、会社員が続き、自営業も 1 割を越えています。

(3) 調査結果の概要

高千穂町の景観を誇りに思う町民

高千穂町の景観を「誇りに思う」が約 48%で最も多くを占めています。次に「どちらかというに誇りに思う」が約 36%と多くを占めています。「誇りに思う～誇りだと思わない」をそれぞれ「2点～2点」とした平均点は 1.28 であり、総じて景観を誇りとしている傾向が強いといえます。

問2-3. 景観を誇りに思うか



◆年齢・地区・職業別

年齢		地区		職業	
1. 28					
20 歳代	1. 48	三田井地区	1. 37	農林水産業	1. 21
30 歳代	1. 31	押方地区	1. 43	観光・サービス業	1. 50
40 歳代	1. 18	向山地区	1. 35	自営業	1. 33
50 歳代	1. 27	田原地区	1. 18	会社員	1. 24
60 歳代	1. 29	河内地区	1. 03	公務員	1. 51
70 歳代以上	1. 31	五ヶ所地区	1. 09	無職	1. 31
		岩戸地区	1. 37	その他	1. 00
		上岩戸地区	1. 11		
		上野地区	0. 97		
		下野地区	1. 25		

※網かけは全体平均以上（全体の平均は 1.28）

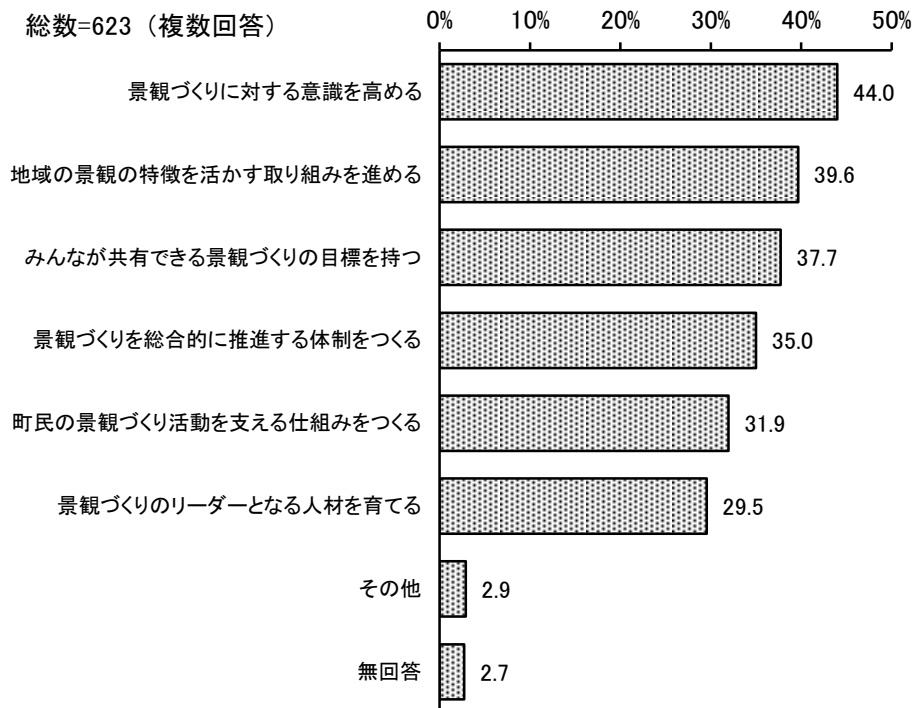
年齢別では「20 歳代」「30 歳代」の若年層及び、「70 歳代以上」「60 歳代」の高齢層で、地区別には「押方」「三田井」「岩戸」「向山」の各地区で、職業別には「公務員」「観光・サービス業」「自営業」「無職」での評価点が全体の平均点より比較的高くなっています。



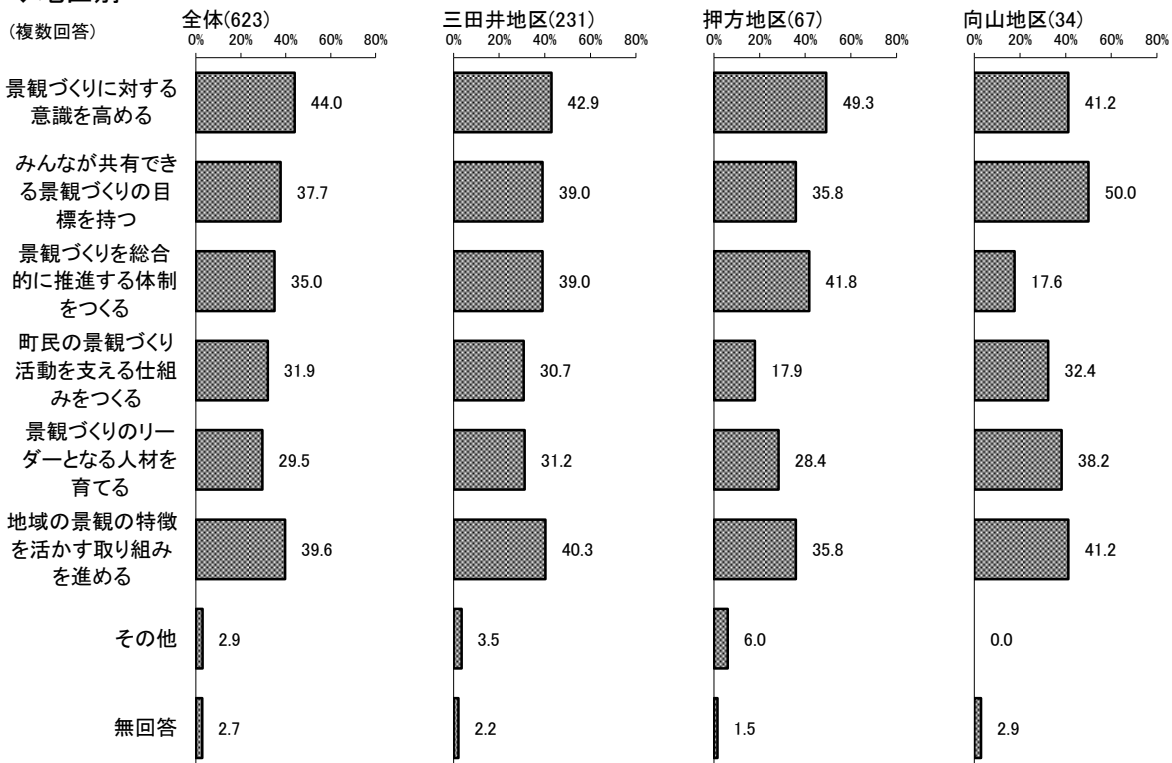
景観のために、意識を高め、特徴を活かし、目標を定め、体制をつくる

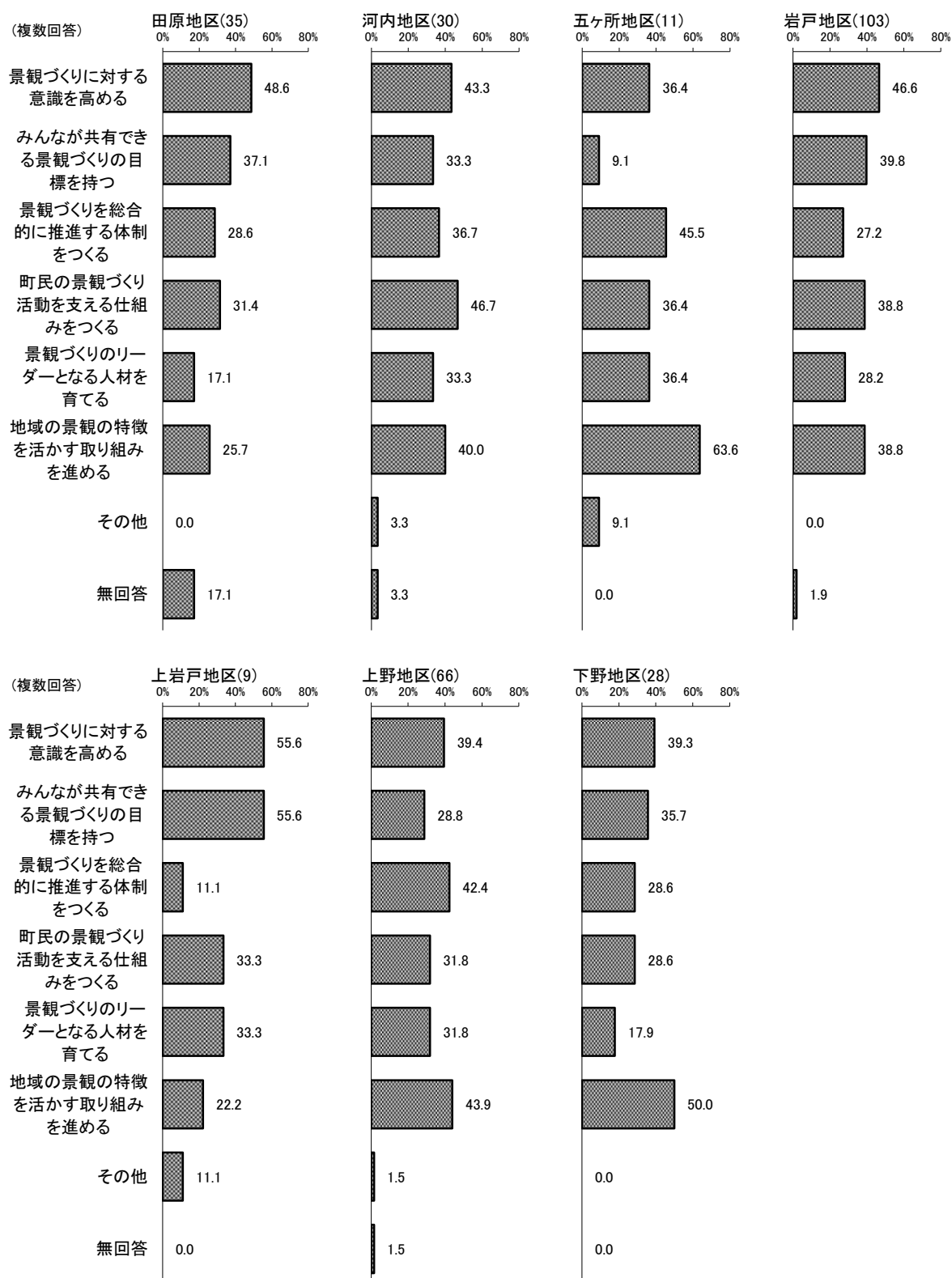
高千穂町の景観をまもり、つくり、育てるために必要なことは、「景観づくりに対する意識を高める」が44%で最も多く、続いて「地域の景観の特徴を活かす取り組みを進める」「みんなが共有できる景観づくりの目標を持つ」「景観づくりを総合的に推進する体制をつくる」などが35%以上を占めます。

問2-4. 景観の保護、成長に必要なと思うこと



◆地区別





地区別には、各地区とも「地域の景観の特徴を活かす取り組みを進める」、「景観づくりに対する意識を高める」が多く得ていますが、「向山」や「上岩戸」地区で、「みんなが共有できる景観づくりの目標を持つ」が比較的多くなる傾向がみられます。



評価の高い「国見ヶ丘」「夜神楽」「高千穂峡及び周辺」「高千穂三段橋」「棚田」

町内の景観資源について、「良い～わからない～悪い」を「2点～0点～－2点」として魅力度を評価してもらったところ、全ての景観資源がプラスの評価を得ています。特に「高千穂盆地を一望する国見ヶ丘からの絶景」「町内の各神社で行われる高千穂夜神楽の舞の風景」「高千穂峡、真名井の滝の荘厳な景観、玉垂の滝、高千穂峡遊歩道などの周辺環境」「高千穂三段橋」「世界農業遺産にも認定された栃又や尾戸の口、徳別当の棚田の農村風景」などは町民の自慢の景観といえます。

◆年齢別

	評価項目	全体	20～	30～	40～	50～	60～	70～
(1)	高千穂峡、真名井の滝の荘厳な景観、玉垂の滝、高千穂峡遊歩道などの周辺環境	1.36	1.52	1.37	1.39	1.17	1.37	1.37
(2)	高千穂三段橋の景観	1.25	0.96	1.19	1.10	1.06	1.36	1.33
(3)	高千穂神社と鬼八塚などの周辺環境	0.77	0.70	0.74	0.45	0.66	0.83	0.87
(4)	くしふる神社や高天ヶ原遥拝所、四皇子峰、天真名井、荒立神社などの周辺環境	0.71	0.61	0.70	0.64	0.61	0.72	0.77
(5)	天岩戸五社をはじめ天安河原、八大龍王水神などの周辺環境	1.02	1.13	1.13	1.06	0.97	1.04	0.96
(6)	町内の各神社で行われる高千穂夜神楽の舞の風景	1.43	1.57	1.37	1.43	1.28	1.46	1.46
(7)	世界農業遺産にも認定された栃又や尾戸の口、徳別当の棚田の農村風景	1.12	1.43	1.17	1.24	1.11	1.12	1.03
(8)	高千穂三段橋、青葉大橋、音の谷吊橋、上岩戸大橋など五ヶ瀬川や岩戸川に架かる橋梁の景観	1.03	0.91	0.96	0.76	0.89	1.14	1.10
(9)	高千穂盆地を一望する国見ヶ丘からの絶景	1.44	1.26	1.43	1.40	1.41	1.41	1.52
(10)	五ヶ所高原・三秀台からの絶景、ウェストン碑	0.89	0.35	0.69	0.72	0.80	1.01	0.98
(11)	四季見原すこやかな森キャンプ場からの眺め	1.02	0.61	0.96	0.88	0.97	1.10	1.08

※網かけは全体平均以上（全資源の平均は1.10）

年齢別にみると、総じて「60歳代」「70歳代以上」の高齢者はどの資源についても評価が高くなる傾向にありますが、「町内の各神社で行われる高千穂夜神楽の舞の風景」「高千穂峡、真名井の滝の荘厳な景観、玉垂の滝、高千穂峡遊歩道などの周辺環境」「世界農業遺産にも認定された栃又や尾戸の口、徳別当の棚田の農村風景」「天岩戸五社をはじめ天安河原、八大龍王水神などの周辺環境」などについては、若い人からの評価も高い傾向がみられます。

◆地区別

	評価項目	全体	三田井	押方	向山	田原	河内	五ヶ所	岩戸	上岩戸	上野	下野
(1)	高千穂峡、真名井の滝の荘厳な景観、玉垂の滝、高千穂峡遊歩道などの周辺環境	1.36	1.41	1.36	1.42	1.38	1.43	1.55	1.24	1.13	1.34	1.07
(2)	高千穂三段橋の景観	1.25	1.30	1.42	1.38	1.39	1.33	0.80	1.12	1.00	1.13	1.12
(3)	高千穂神社と鬼八塚などの周辺環境	0.77	0.70	0.73	0.88	0.94	1.13	0.55	0.63	0.50	0.91	1.04
(4)	くしふる神社や高天ヶ原遥拝所、四皇子峰、天真名井、荒立神社などの周辺環境	0.71	0.67	0.77	0.97	0.53	0.80	0.82	0.71	0.50	0.66	0.89
(5)	天岩戸五社をはじめ天安河原、八大龍王水神などの周辺環境	1.02	1.06	1.05	1.10	1.06	0.80	0.80	0.96	1.38	1.03	0.89
(6)	町内の各神社で行われる高千穂夜神楽の舞の風景	1.43	1.50	1.48	1.34	1.32	1.33	1.36	1.43	1.78	1.30	1.41
(7)	世界農業遺産にも認定された栃又や尾戸の口、徳別当の棚田の農村風景	1.12	1.25	1.02	1.19	0.85	0.97	1.00	1.14	1.50	0.97	1.00
(8)	高千穂三段橋、青葉大橋、音の谷吊橋、上岩戸大橋など五ヶ瀬川や岩戸川に架かる橋梁の景観	1.03	1.05	0.91	1.09	0.79	0.79	1.18	1.22	1.75	0.89	1.00
(9)	高千穂盆地を一望する国見ヶ丘からの絶景	1.44	1.47	1.39	1.56	1.47	1.48	0.90	1.37	1.75	1.43	1.62
(10)	五ヶ所高原・三秀台からの絶景、ウェストン碑	0.89	0.87	0.81	0.97	1.09	1.14	1.09	0.75	0.75	0.94	1.00
(11)	四季見原すこやかな森キャンプ場からの眺め	1.02	1.00	1.10	1.06	0.88	1.07	0.45	0.94	0.88	1.23	1.26

※網かけは全体平均以上（全資源の平均は 1.10）

地区別にみると、それぞれの資源を有する地区で評価が若干高くなる傾向がみられ、各地区の住民が景観資源に誇りを持っている様子がうかがわれます。



「高千穂峡」「国見ヶ丘」「棚田」が高千穂の三大景観

高千穂らしい景観として、最も多くの町民が挙げているのは高千穂峡であり、続いて国見ヶ丘からの眺望、岩戸川、五ヶ瀬川流域に広がる棚田の風景が三大景観となっています。このほか、高千穂神社をはじめとする各神社、真名井の滝、夜神楽なども比較的多く、自然、歴史・文化、地域の生業が織りなす特色ある地域景観が形成されていることがわかります。

高千穂峡 1 1 3
国見ヶ丘からのパノラマ景観、雲海 5 9
栃又、向山、上野、岩戸、徳別当など各地区の手入れの行き届いた棚田の風景 3 4
神々の里を想起させる高千穂神社はじめ各神社 2 9
真名井の滝 2 0
夜神楽 1 1
岩戸天安河原 9
山並み 7
高千穂三段橋 3
橋梁 3
玉垂の滝 3
三秀台 3
大自然 2
茅葺屋根・古民家 2
二上山 2
八大龍王水神社
神社参り光景
道路等の草刈りがしてありきれい
高千穂神社の横の神楽殿
町内に設置されている神楽のお面や彫刻
朝夕流れるミュージックが季節に合っている。
神楽の石像
青葉大橋から見る紅葉
役場通りの街路樹
紅葉と滝
海橋から眺める上下流の崖の景観
高千穂峡大橋あたりから眺める神都大橋の高さと雄大さ
五ヶ瀬、渓谷
向山から見た切り立った岩
閑静な地
滝、山並み、雲海など他にはない観光地の景観
岩戸川と山々の景観
神話を感じさせる高千穂の峰々
鳥居に昔張ってあった大注連縄
道の駅の手力男
五ヶ村・長崎椎葉から見下ろした五ヶ瀬川渓谷（滝あり）
岩戸谷の景観
岩戸川沿いの朝霧、徳別当～二上山～三原尾野～芝原～片間方面の田園風景
四季を感じ取れる自然が豊かなこと
古祖母山の景観
神楽の像など神楽のモチーフがうかがえるところ
雲海橋から眺める岩戸川の流れ、二上山の入り
全体的に緑が多く自然が豊かなところ
夜の高千穂神社通り
おばさんたちの会話風景
天の岩戸神社（含む東宮）
モニュメントや橋、峡谷

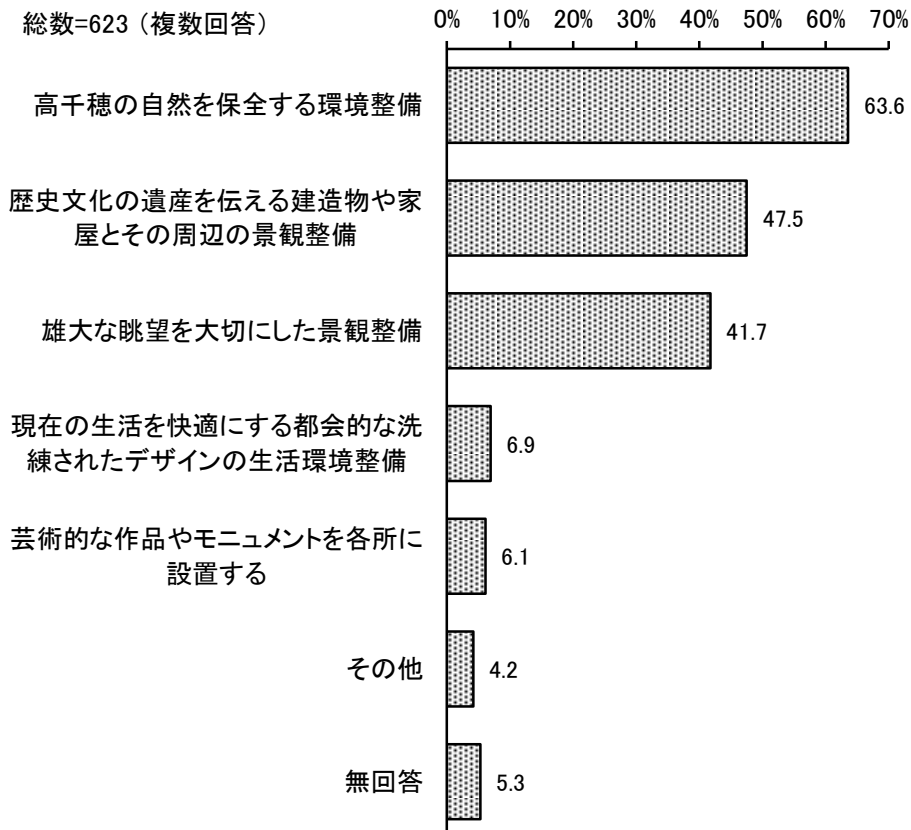
青山墓地からの眺め
夕暮れ時、山間から立ち上る民家の煙、神楽太鼓の音
浅ヶ部地区から見た風景
山、四季の花々
稲の掛け干し風景、原野刈干し風景、古民家等
神社周辺の森林、住宅玄関の注連縄
218号線高千穂トンネル西側出入口の情景
岩戸線の尾谷、川登付近から野方野、古祖母、二上山方面の雨上がり風景
各集落にあり、住民の暮らしに溶け込んだ神社、仏閣、石仏等
清流、溪谷、折り重なる山々、棚田の調和した情景
高千穂峡あらざ茶屋、三橋（含む横の古い橋）の眺め
山々の秋の紅葉
晴天の夕暮れ時、国見ヶ丘から見る根子岳方面の眺望
国見ヶ丘の神々像、天岩戸神社の手力男命像
冬の夜空
茶畑、刈干し山腹
下川登～岩戸の県道沿い
伝統的な神社等の風景
子供たちが描いた絵画が街頭に飾ってあるところ
県道緒方高千穂線から見える対岸の大平、野方野の棚田と集落の風景
古きを良しとする神話の里らしい風景
玄武岩溪谷に取り囲まれた盆地に集落が点在する風景
神社などの佇まい
新緑、紅葉の頃の溪谷（雲海橋、大橋からの眺め）
神話の里にちなんだ神社や景色
高千穂橋周辺、神社・仏閣、八大龍神など
国見ヶ丘高
雄大な自然景観、静々とした神社
祭りの御神幸
天岩戸神社周辺
地区ごとの神楽
秋の山々の紅葉
川、空、星
自然と一体となった農村集落
愛宕
焼山寺（浅ヶ部地区）
高千穂全体の自然
高千穂神社の森
馬門交差点先にあるトンネル、五ヶ所三秀台にあるトンネル等入口にある神楽の張絵（タイル）
天岩戸五社と天の安河原、
溪谷および荘厳な杜
高千穂神社通り
天岩戸神社周辺
向山から見る対岸など谷を見下ろす風景
高千穂峡下流の岩戸川の三角州
四季見原からの眺め
天安河原に行く川沿いの風景
山や田畑の景色（土呂久、惣見）
自然を肌で感じられる景観
山並みと田畑の風景
高千穂峡を流れる五ヶ瀬川
明るい町
国見ヶ丘から見る武道館周辺
五ヶ所高原、城山交差点から二上山を見る景観
荒立宮



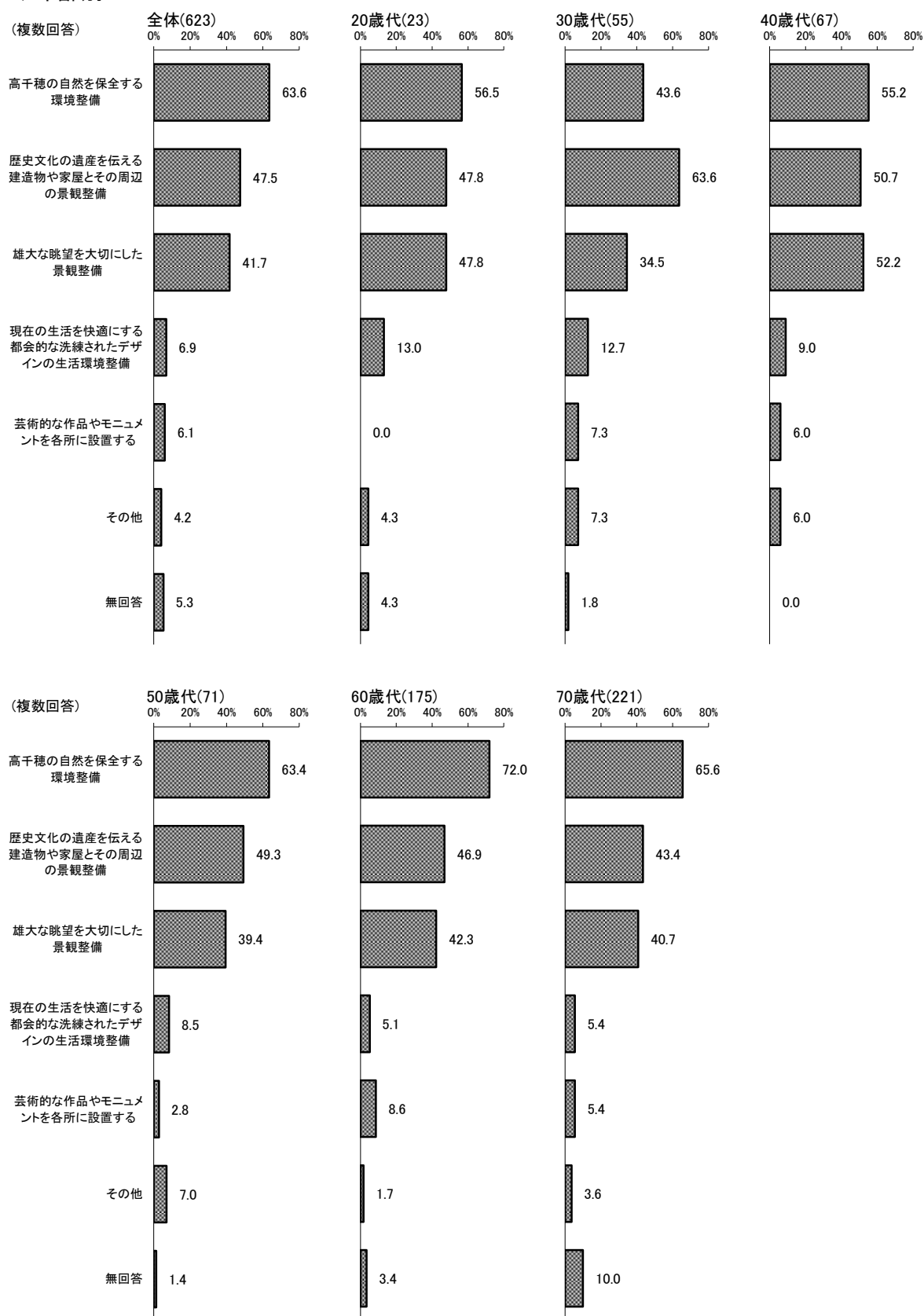
今後は「自然の保全」「歴史文化遺産の景観整備」「雄大な眺望を大切にする」

今後、重視すべき事項は「高千穂の自然を保全する環境整備」が最も多く、「歴史文化の遺産を伝える建造物や家屋とその周辺の景観整備」、「雄大な眺望を大切にした景観整備」が続きます。この傾向は属性による違いがあまりみられませんでした。

問2-8. 今後重視してほしい整備



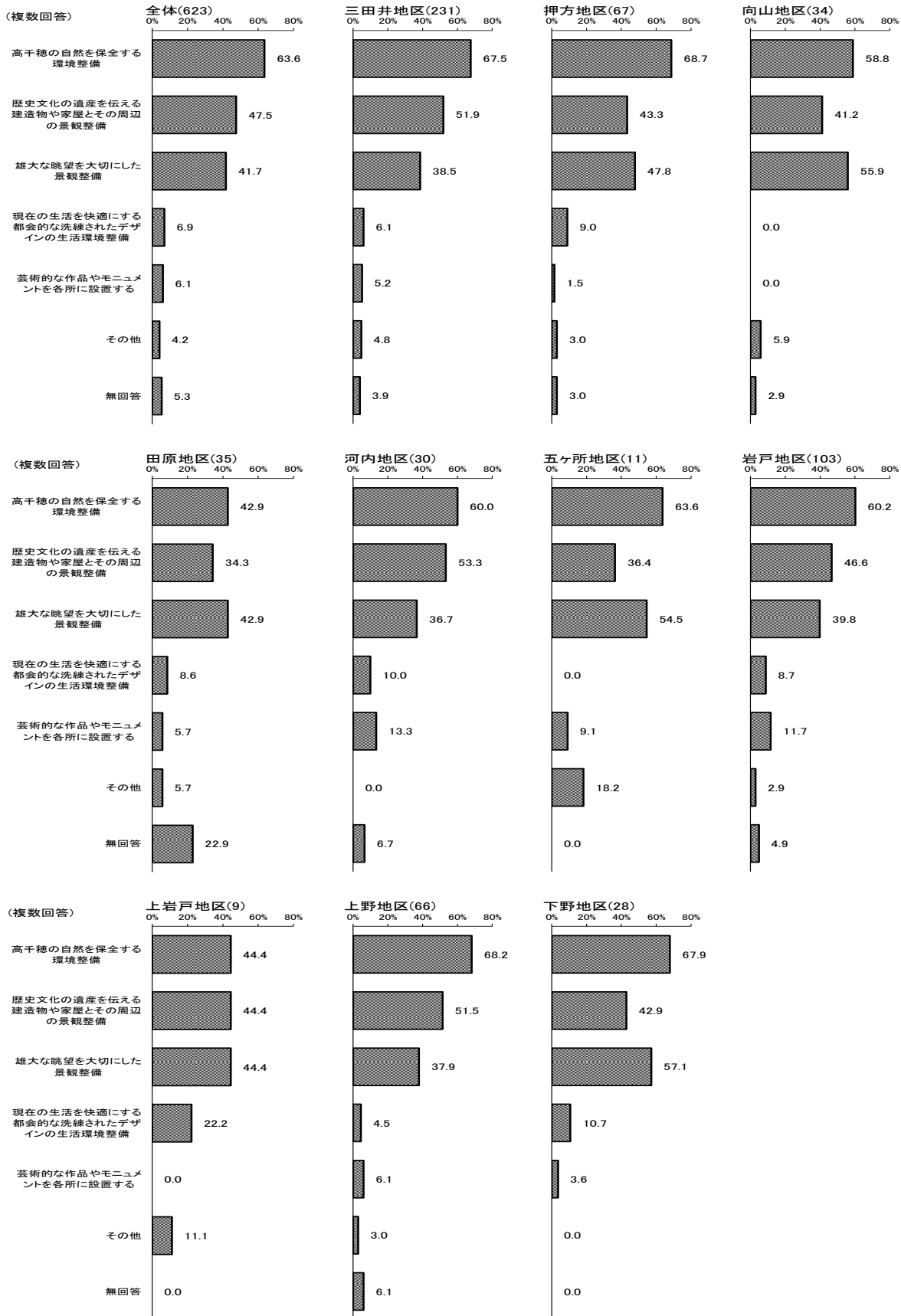
◆年齢別



年齢別にみると、「30 歳代」で「歴史文化の遺産を伝える建造物や家屋とその周辺の景観整備」を望む声強いほか、「50 歳代」以上で「高千穂の自然を保全する環境整備」を求める声が強くなっています。



◆地区別



地区別にみると、各地区とも「高千穂の自然を保全する環境整備」を求める声が多いほか、「下野」「向山」地区で、「雄大な眺望を大切にした景観整備」を求める声が多くなっています。

「見苦しい景観への配慮」「広告・看板等の規制」「緑化のルール」が必要

景観づくりの基準（ルール）については、「空地や資材置き場等、見苦しい景観になりやすい用地等への景観に対する配慮のルール」が最も重視されており、「地区にそぐわない広告、看板、ネオンサインなどを出さないようにするルール」「うるおいのある生活環境とするための緑化のルール」を求める意識も強くなっており、厳しく私権を制限するというより、地域の良い環境を維持したいとする意識が強いといえます。

問2-12. 基準の必要度

総数=623

単位: % (5%未満非表示)

	是非必要	まあ必要	あまり必要ない	不必要	無回答
家並みや町並みの混乱、環境の悪化を避けるため、建物規模に一定の基準を設定する	15.4	38.8	28.4	5.5	11.9
家並みや町並みの混乱を救い、景観を妨げないための、建物の高さのルール	9.6	36.3	36.1	5.9	12.0
見苦しい不快な家並み、町並みにしないため、屋根や外壁などの材料・色彩に関するルール	14.4	36.9	31.5	6.1	11.1
うるおいのある生活環境とするための緑化のルール	19.3	49.6	15.7		12.4
建物の周りの空間を確保するため、道路や隣地との境界から建物の距離を一定以上にするルール	10.6	36.4	33.5	5.3	14.1
地区にそぐわない広告、看板、ネオンサインなどを出さないようにするルール	25.5	39.3	19.6		12.2
空地や資材置き場等、見苦しい景観になりやすい用地等への景観に対する配慮のルール	36.6	45.9	5.5		9.8

◆年齢別

	項 目	全体	20～	30～	40～	50～	60～	70～
(1)	家並みや町並みの混乱、環境の悪化を避けるため、建物規模に一定の基準を設定する	0.34	0.26	-0.02	0.33	0.14	0.46	0.47
(2)	家並みや町並みの混乱を救い、景観を妨げないための、建物の高さのルール	0.09	-0.09	-0.11	0.13	0.03	0.13	0.17
(3)	見苦しい不快な家並み、町並みにしないため、屋根や外壁などの材料・色彩に関するルール	0.25	-0.26	0.00	0.16	0.13	0.32	0.44
(4)	うるおいのある生活環境とするための緑化のルール	0.76	0.96	0.74	0.58	0.71	0.92	0.71
(5)	建物の周りの空間を確保するため、道路や隣地との境界から建物の距離を一定以上にするルール	0.16	0.43	0.00	0.00	0.04	0.06	0.38
(6)	地区にそぐわない広告、看板、ネオンサインなどを出さないようにするルール	0.73	0.61	0.56	0.73	0.63	0.85	0.77
(7)	空地や資材置き場等、見苦しい景観になりやすい用地等への景観に対する配慮のルール	1.21	1.22	1.26	1.24	1.04	1.25	1.23

※網かけは全体平均以上

年齢別にみると、総じて「60歳代」「70歳以上」で多様な基準づくりを重視する傾向がみられます。「空地や資材置き場等、見苦しい景観になりやすい用地等への景観に対する配慮のルール」については、世代に関わりなく必要性を感じている人が多いといえます。



■地区別

	項 目	全体	三田井	押方	向山	田原	河内	五ヶ所	岩戸	上岩戸	上野	下野
(1)	家並みや町並みの混乱、環境の悪化を避けるため、建物規模に一定の基準を設定する	0.34	0.42	0.30	0.38	0.78	0.11	0.60	0.29	-0.50	0.37	-0.04
(2)	家並みや町並みの混乱を救い、景観を妨げないための、建物の高さのルール	0.09	0.17	0.03	0.19	0.41	0.11	-0.33	0.01	-0.25	0.04	-0.17
(3)	見苦しい不快な家並み、町並みにしないため、屋根や外壁などの材料・色彩に関するルール	0.25	0.31	0.23	0.38	0.43	0.32	0.50	0.15	0.25	0.31	-0.35
(4)	うるおいのある生活環境とするための緑化のルール	0.76	0.84	0.57	0.55	0.81	0.75	1.00	0.94	0.13	0.60	0.71
(5)	建物の周りの空間を確保するため、道路や隣地との境界から建物の距離を一定以上にするルール	0.16	0.14	0.12	0.19	0.00	-0.07	0.33	0.23	0.88	0.07	0.50
(6)	地区にそぐわない広告、看板、ネオンサインなどを出さないようにするルール	0.73	0.80	0.52	1.03	0.86	1.04	0.33	0.77	0.38	0.51	0.57
(7)	空地や資材置き場等、見苦しい景観になりやすい用地等への景観に対する配慮のルール	1.21	1.28	1.19	1.12	1.39	1.21	1.00	1.14	1.33	1.17	1.00

※網かけは全体平均以上、 はマイナス評価（否定的）

地区別にみると、「三田井」「田原」「向山」などの地区で各種のルールを求める声が強く、「押方」「下野」地区では各種のルールづくりにそれほど固執していない意識がうかがえます。一部に、ルールづくりに否定的な意識もみられ、実際の導入にあたっては、地域性を踏まえ、地域住民の意向を踏まえた慎重なルールづくりが必要であるといえます。

3. 景観整備の課題

(1) 地域景観

渓谷、棚田による特色ある空間、地域景観

高千穂町の景観的特性は、岩戸川、五ヶ瀬川、阿蘇山の噴火によって形成された特徴ある地形にあるといえます。深く切れ込んだ谷、高千穂峡にみられる柱状節理の景観、紅葉や新緑に彩られた渓谷美、市街地や集落、棚田の風景など、長い年月をかけて形成された景観は一度失われれば、二度と取り戻すことができない貴重なものです。

特に、次世代に継承すべき重要な伝統農法や農業文化などを有する地域を指定する世界農業遺産に「高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム」が認定されており、農林業と地域文化が受け継がれている世界のモデルとしての役割が期待されています。

このような、地域の歴史、文化、人々の営みの集大成ともいえる地域景観の保全は、今後のまちづくりにおいても重要な課題であり、農地（棚田）や森林の保全、営農・営林支援の重要性を認識していく必要があります。

◆棚田と集落の佇まい



◆上岩戸大橋と棚田





(2) 橋梁景観

異なる地域、世界を結ぶ架け橋という存在と橋梁景観

高千穂町の地形的特性から、町内各地域を結ぶ橋梁が数多く整備されてきました。これらの橋梁は、河川や溪谷によって分断された町民同士を結びつけ、県境の町としても町外・県外を結ぶ重要な役割を担っています。また、大小、新旧、工法等多様な橋梁が町内に分布しており、これによって経済活動の活発化とともに、生活利便の向上や町民及び町を訪れる多くの人々の交流・ふれあいも活発になりました。

この橋梁、架け橋というものは、空間を越えて多様な町民の生活を繋ぐ機能を果たすとともに、絆やネットワークを作り上げていくシンボリックな役割も果たしており、険しい山間地での人々の生活を支えてきた、高千穂という地域ならではの景観であると言えます。

これらの橋梁は、高千穂の生活・文化・伝承を育み、魅力的な地域景観を創出するとともに、巨大な人工物と自然の融合、人と自然が調和した象徴的な景観でもあることから、さらに多くの人々への情報発信、景観ポイントの環境整備などが求められます。

◆町内の道路橋

橋梁名	路線名（所在地）	橋長(m)	構造形式
神都高千穂大橋	国道 218 号	300.0	RC 逆ランガーアーチ橋
雲海橋	国道 218 号（日之影町間）	199.0	鋼中路式ローゼ桁橋
寧静ループ橋	国道 325 号（熊本県高森町間）	210.0	鋼 7 径間連続鉄桁ループ橋
夕塩橋	国道 325 号	156.0	3 径間連続 PC ポス텐 T 桁橋×2 連
新西河内橋	国道 325 号	163.0	3 径間連続 PC ラーメン箱桁橋
荒神橋	国道 325 号	180.0	PC ポス텐単純 T 桁橋×4 連
河内郷大橋	国道 325 号（河内バイパス）	422.0	
青葉大橋	主要地方道諸塚高千穂線	270.0	鉄筋コンクリート固定アーチ橋
御神幸橋	一般農道御神幸地区	145.0	3 径間連続 PC 有ヒンジラーメン橋
板屋大橋	広域農道西臼杵地区	114.0	3 径間連続 PC 箱桁橋
神鈴大橋	広域農道西臼杵地区	217.5	4 径間連続 PC ラーメン橋
下田原大橋	農免農道整備事業下田原地区	205.0	鉄筋コンクリート固定アーチ橋
亀山城橋	広域農道西臼杵 2 期地区	135.0	鉄筋コンクリート固定アーチ橋
国見大橋	広域農道西臼杵地区	320.0	鉄筋コンクリート固定アーチ橋
水ヶ崎大橋	ふるさと農道向山地区（日之影町間）	230.0	鉄筋コンクリート固定アーチ橋

◆石橋

橋梁名	路線名（所在地）	橋長(m)	架設年代
久兵衛橋	高千穂町大字上野上町	20.0	文久 3 年（1863 年）
菅野尾橋	高千穂町大字五ヶ所	13.4	昭和 28 年
神橋（新橋）	高千穂町大字三田井	31.5	昭和 22 年
鶴の平橋	大字向山～日之影町大字岩井川間	13.8	江戸後期

◆鉄道橋

橋梁名	路線名（所在地）	橋長(m)	構造形式
高千穂鉄橋	高千穂鉄道 深角駅～天岩戸駅間	352.5	鋼 3 径間連続トラス桁橋

◆上岩戸大橋



◆雲海橋





(3) 自然・歴史文化的景観

神代を彷彿とさせる自然・歴史文化的資源によって醸し出される景観

高千穂といえば天孫降臨の地として知られ、高千穂峡、真名井の滝、天安河原など、自然が造り上げた造形に神代の伝説が相まって、荘厳で神秘的な雰囲気醸しだし、多くの観光客を魅了し続けています。また、国見ヶ丘や三秀台の絶景、阿蘇をはじめとする峰々の遠望、雲海、高千穂盆地の一望など、神々を感じながら、人の世にも思いを馳せることのできるこれらの自然・歴史的な景観資源は、意識調査の結果でもみられるように、町民の誇りでもあり、高い評価を得ています。このほか、高千穂神社をはじめとする数多くの神社、平安末期から鎌倉時代に成立したとされ、里ごとに独自のスタイルが伝わる「高千穂の夜神楽（国の重要無形民俗文化財）」も貴重な景観資源として認識されており、ハード、ソフトにわたる多様な景観が、「高千穂らしさ」を醸成し、特色ある地域性を支えています。

今後も、自然景観資源の保全、景観ポイント、絶景展望ポイントの環境整備にとどまらず、こうした歴史文化環境の保全・整備が必要であり、地域住民と一体となって今後の取り組みを進める必要があります。

◆高千穂峡



◆天岩戸（天安河原）



◆高千穂神社



(4) まちなか景観

地域の誇りと観光地としての魅力を高めるまちなか景観

市街地においては、役場周辺等において歩道整備や街路樹の植栽による緑化整備が進められていますが、商業施設の密集している地区では必ずしも安全、快適な空間とはなっていない現状にあります。

高千穂の自然、歴史・文化等、多彩な観光地としての魅力を求めて訪れる人々に対して安全で快適に、飲食やショッピング等の楽しみのあるまちなか滞在空間を創出することにより、町全体の魅力がさらに高まり、リピート客の増加も期待できることから、交通基盤などの都市整備とともに、まちなか景観整備を展開することが求められます。特に、「高千穂らしさ」の創出、「古代と現代の融合」「日本の原点」に配慮した新たなデザインコンセプトの設定が求められ、地域住民と一体となった取り組みを進める必要があります。

看板、建築物の色調、素材等、デザインの統一性の創出にとどまらず、今後は、まちなか景観向上への民間の取り組みに対する支援、まちなか周遊ネットワークの整備、モデル地区の設定等による、先行的、先駆的な事業の展開なども検討を進める必要があります。そして、何よりも町民の町に対する誇りと愛着を醸成し、まず、町民に安全・快適で楽しみのある生活空間を提供することが重要であるといえます。

◆市街地の景観





◆市街地の景観



第3章 景観形成計画

1. 景観計画区域の設定と良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観計画区域の設定

景観計画区域は、景観法に定められた景観計画の対象となる区域のことを言います。区域としての条件としては、景観法第8条第1項に定められた水面を含む土地の区域のいずれかに該当するものとされ、その内容は以下の通りです。

- 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- 住宅市街地の整備等が行われ、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

景観計画区域内では、定められた基準以上の建築又は修繕、色彩の変更を行う場合は、あらかじめ届出が義務付けられます。また、届出の内容が景観計画に適合していない場合は、設計の変更等を勧告することができます。さらに、条例に基づく特定届出対象行為に関しては変更命令を出すこともできます。このように、景観形成に関する規制・誘導については、景観計画区域の中で行われます。

九州山地のほぼ中央部に位置する本町には、地形や気候の特性により、変化に富む緑豊かな自然景観をはじめ、神話・歴史・産業等に起因する歴史的・文化的な景観資源がそれぞれ町内一帯に存在しています。町域の周りは1,000m級の山々に囲まれ、これらの景観資源の背景となるやまなみ景観が形成されています。また、森林に囲まれ極めて平地が少ない環境の下で、受け継がれてきた農林業システムと伝統文化、景観、強力な地域コミュニティによる山間地農林業複合システムが世界に評価され、平成27年12月15日に「高千穂郷・椎葉山地域（3町2村）」が世界農業遺産に認定されました。さらに、平成29年6月14日に決定された「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の登録において、本町の区域では核心地域（コアゾーン）を除く緩衝地域（バッファゾーン）が北部山岳部に、これ以外の全町にわたって移行地域（トラジッションゾーン）が設定され、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を進めることとされています。

景観計画区域を設定するにあたり、町民共有の財産である本町の良好な景観を後世に引き継いでいくためには、上述の景観特性を踏まえ、全町レベルの景観施策が必要であり、景観形成に関する様々な配慮が求められます。以上のことから、景観計画区域は高千穂町全域とします。

本計画の景観計画区域は、高千穂町全域とします



（２）景観形成に向けた理念と目標

本町には、特徴ある地形を起源とした自然豊かな地域景観をはじめとして、その自然と調和した橋梁景観、そこに住む人々の文化・営みから生まれた自然・歴史文化的景観、観光地としての魅力を高めるまちなか景観など、多様な景観が存在しています。

今後、本町がより魅力的なまちとなるためには、これらの景観を守り・育み・活かすことが重要です。ユネスコエコパークの登録を起爆剤として捉え、骨格的な景観資源を守り、景観阻害の要因を一つひとつ町民とタッグを組んで改善し、さらに、活性化へ向けた新しい景観づくりへチャレンジするなど、住む人も観光で訪れる人も、すべての人が心地よい気持ちになれる美しい日本のふるさとのような景観を創出していきます。

以下に本町の景観形成に向けた理念を示します。

◆景観形成の理念

**生まれ・住んで・来てよかった～神都・高千穂
古代ロマンと日本のふるさと景観の創出**

理念を受け、前章の「３．景観整備の課題」で掲げた４つの課題から、それぞれの景観類型を考慮して、景観形成に向けた目標を以下に掲げます。

◆景観形成の目標

■溪谷、棚田による特色ある空間を活かした景観づくり

- ユネスコエコパークの緩衝地域（バッファゾーン）に位置する山岳部を含め、町域の周りを囲む美しい山々の景観を守り、眺望景観を活かします。
- 新緑や紅葉に彩られ四季折々の風景を魅せる溪谷や河岸の景観を守り、観光資源等として地域活性化に活かします。
- 世界農業遺産「高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム」に認定され、先人が築いた棚田や山腹水路網などの山里景観を守り、農業振興に活かします。

■異なる地域、世界を結ぶ架け橋となる橋梁を活かした景観づくり

- 本町の地形的特性から多くの道路橋等が整備されており、広域や地域間を結ぶネットワークとなるシンボリックな橋梁景観、あるいは、自然と調和した橋梁景観を育みます。
- 観光交流やコミュニティ交流の基盤となる、主要道路の道路沿道景観を育みます。

■神代を彷彿とさせる自然・歴史文化的資源を醸し出す景観づくり

- 夜神楽など高千穂らしさを醸成し、町民の誇りでもある、自然と神代の伝説が相まって神秘的な雰囲気醸し出す自然・歴史文化的景観を守り、町民と一緒に育みます。

■地域の誇りと観光地としての魅力を高めるまちなか景観づくり

- 人と自然との共存を前提として、本町の多彩な観光地としての魅力を倍増するまちなか景観を育み、連携・協働によるコミュニティ活動や産業・生活の場面に活かします。

（３）類型別景観形成の方針

類型別に示した景観形成の目標に沿って、以下に景観形成の方針を掲げます。

◆類型別景観形成の方針

■地域景観

- 北部山岳部のユネスコエコパークの緩衝地域（バッファゾーン）内では、人間活動から核心地域（コアゾーン）を保護するため、生物多様性の保全とともに緑の育成を図り、景観資源の背景となるやまなみ景観の保全に努めます。また、自然に負担のかからない範囲で学術的研究の実践の場として活用するとともに、土砂災害防止に資する保水能力の高い森林の形成を目指して、必要に応じた対策を図ります。
- 五ヶ瀬川上流部の回廊状峡谷や多くの瀑布が見られる祖母傾国定公園・県立自然公園内では、開発行為等を極力避け、生態系の保全と風致の保護を図ります。
- 山間部の送電線や電波塔、道路安全施設等の工作物は、主要な道路や眺望スポットからの見え方の検討を行うなど、できる限り周辺の景観を阻害しないよう努めます。
- 棚田百選に選ばれている栃又・尾戸の口・徳別当の棚田では、持続的な営農活動による棚田風景の保全のため、ブランド化やグリーンツーリズム事業の展開による農業の活性化や田園環境の保全を図ります。また、棚田に挟まれた岩戸川の峡谷や河岸緑地、河川沿いの道路については、棚田と一体的に景観を保全し、集落地では、突出した印象を与えることの無いよう、周辺の景観と調和するよう配慮します。





■ 橋梁景観

- 主に国道 218 号・325 号、広域農道等に架かる橋梁は、渓谷や峡谷によって分断された空間や人・物を結ぶ役割を担うとともに、シンボリックな構造物としての景観、あるいは、周辺の自然と融合した景観を見せています。これらの橋梁は、本町の景観特性の一つであり、景観資源として、また、眺望スポットとして、橋梁周辺の建築物や工作物の建設等については、景観を阻害しないよう十分配慮します。
- 本町の管理する橋梁は、高齢化が進み、劣化や損傷が顕在化するなど、老朽化により重要な基盤施設としての役割を果たすことができなくなるとともに、景観面でも良好な橋梁景観を阻害すること考えられます。このため、関係機関とも連携を図りながら、橋梁の計画的な予防保全型の維持管理への転換等により、長寿命化を図り橋梁景観を保全します。
- 観光交流及び地域コミュニティの基盤となる主要道路は、街路樹・照明・サイン等の計画的な配置について関係機関との調整を踏まえつつ、沿道の劣悪な屋外広告等の景観阻害要因の整除により、良好な沿道景観の形成を図ります。
- 生活道路も含め、町民との協働による沿道の花いっぱい運動などを強化し、生活に潤いと来訪者のおもてなしとして、美しい沿道景観の創出を促進します。
- 九州オルレ高千穂コース及び九州一の山岳地帯を歩く九州自然歩道高千穂コースは、本町の雄大な自然と数多くの景観資源を自分の足で歩き、歴史や文化を五感で楽しむため、その沿道の良好な景観形成に努めます。



■ 自然・歴史的景観

- 高千穂峡、真名井の滝、天安河原などは、スピリチュアルスポットとして多くの観光客が訪れ、自然が作り上げた造形に神代の伝説が相まって、荘厳で神秘的な景観を呈しています。これらの景観は、アクセス通路や周辺等も含めて荘厳な雰囲気を変えないよう、積極的に保全し、訪れる人に神話の里、天孫降臨の地としての風情を十分に堪能できる景観形成を図ります。
- 国見ヶ丘や三秀台などの絶景スポットは、阿蘇をはじめとする峰々の遠望、雲海、高千穂盆地などが一望できる名所です。多くの来訪者が訪れるこれらの場所では、周辺の草木の管理など眺望阻害要因を排除し、パノラマ景観の維持に努めます。
- 町内には高千穂神社をはじめとして荘厳な雰囲気を醸し出す数多くの神社が点在しています。これらの神社と一体となった神社林やその周辺の景観について、歴史的な景観の背景として、積極的に保全を図ります。
- 町内 20 の集落ごとに独自のスタイルが伝承され、三十三番の神楽が夜を徹して奉納される高千穂の夜神楽は、国の重要無形民俗文化財に指定され、収穫御礼と来る年の五穀豊穡を祈るまつりであり、里人を守護する神でもあります。これらの伝承を次世代へ継承するとともに、奉納される集落の屋敷林や生垣等を保全し、神々が宿る里としての景観形成に努めます。
- 集落地にある農地は、極力耕作地として活用し、老朽化した空き家等は撤去するなど、良好な集落景観の保全と環境美化に努めます。また、敷地内の庭についても空地化を避け植栽を施し、里の生活とまつりに根ざした集落景観の形成を図ります。





■ まちなか景観

- まちなかに位置する三田井地区は、中心市街地を形成しており、高千穂峡や高千穂神社など高千穂を代表する観光資源が集積しています。中心市街地として商業・観光の活性化を図るとともに、空き店舗や空き家の解消、歩道整備など魅力ある歩行者空間の改善、街路樹・花壇などの沿道修景を進め、賑わいのあるまちなか景観の形成を図ります。
- まちなかの建築物等については、観光拠点として活気ある雰囲気の中で、色彩や屋根形状などの検討により、高千穂らしい落ち着きのある雰囲気を形成するなど、周辺景観資源とのバランスを図りながら、風格あるまちなか景観の形成を図ります。
- まちなかを流れる神代川とその周辺は、水循環の復活をキーワードに、まちづくりと一体となった河川環境と景観の再生が進められています。これらの地区では、景観資源を結ぶ質の高い回廊動線によるネットワーク化や水辺空間の整備とともに、周辺と一体となった風情ある河川景観の形成を図ります。
- 天岩戸神社や天安河原などが集積する岩戸川沿いの天岩戸地区は、賑わいの中にも荘厳で神秘的な景観が見られるため、地区内のデザインコンセプトの設定により、高千穂の魅力をより高める景観を創出します。また、三田井地区の中心市街地と連携するとともに、県道や商店が軒を並べる道路については、関係機関との調整を踏まえながら、来訪者が安心して歩ける歩行者空間の整備と沿道修景に努めます。



◆景観形成の方針位置図



◆棚田百選に選ばれた棚田の状況

○枿又の棚田



○尾戸の口の棚田



○徳別当の棚田



2. 良好な景観の形成のための行為の制限

(1) 行為の制限の概要

景観法では、景観計画区域内の一定の行為について、届出を行わなければならないものとされており、条例で定めるべき届出対象行為及びそれぞれの届出対象行為ごとに景観形成基準を定めることとされています。これらは景観計画の基本的な仕組みであり、届出対象行為を行う住民や事業者は、その行為の前に届出を行う必要があります。

法で定められている届出対象行為には、景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼす可能性のある行為として以下のものがあります。

条 例 で 定 め る べ き 届 出 行 為	○建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	○工作物の建設等：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	○都市計画法に規定する開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
景 観 計 画 に 選 択 し て 位 置 づ け る 届 出 行 為	○前述の3つの行為以外で良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い条例で定める行為：特定照明、屋外における物品の堆積、土石類の採取、その他の土地の形質の変更、木竹の伐採

行為の届出に関して、届出内容が定められた景観形成基準に適合していない場合は、30日以内に設計変更等の必要な措置を申請者に勧告することができることとされており、申請者は届出提出後最長30日の間は行為に着手することができないこととなります。

また、景観形成基準に適合せず、かつ申請者が勧告を受け入れようとしない場合については、景観形成基準のうち「建築物又は工作物の形態意匠の制限（デザイン・色彩）」について、申請者に対して変更命令を行うことができます。変更命令は、届出があった日から30日以内（合理的理由がある場合は90日まで延長可能）に行うこととされています。なお、変更命令に違反した者に対しては、原状回復命令等を行うなどの措置も法律に定められています。

(2) 行為の制限の基本方針

全町的に良好な景観の形成を進めるため、大規模な建築物や工作物の建設など、特に景観に大きな影響を与える行為に対して、以下のような基本方針に基づき行為の制限を定めます。

行為の制限の基本方針

○自然景観や神秘的な景観、歴史文化的な景観、まちなみ景観など、本町の特徴的で多様性に富む景観の保全・創出を図り、地域全体として調和の取れた景観が形成されるよう、地域の特性を考慮した上で必要な行為の制限を行い、適切な規制・協議・誘導に努めます。



(3) 良好な景観の形成のための行為の制限

ここでは、良好な景観を形成するために必要な行為の制限（景観形成基準）を設定します。なお、届出対象範囲については、本町の北部山岳地域、五ヶ瀬川上流部や岩戸川の回廊状峡谷などに指定されている国定公園・県立自然公園の特別地域や普通地域と連携・調整を図り、一体的な措置を講じることも考慮して、特に景観に大きな影響を与える規模の大きな行為に対して設定します。

①建築物の建築等に関する行為の制限

届出対象範囲	○高さ 13m又は建築面積 1,000 m²を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ○建築面積 100 m²を超える商業施設の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
--------	--

※高さ 13mとは、木造建物で屋根も含めて概ね3階程度。ビル等であれば、概ね4～5階となります。

※増改築の場合は、当該部分と既存部分との合計面積が 1,000 m²を超える建築物とする。（工作物についても同様とする。）

規模・配置	■基本的事項 ★規模・配置は、やまなみ景観及び周辺景観との連続性や一体性が保たれるよう配慮すること。 ★主要道路の沿道においては、できる限り建物の壁面を道路から一定の距離をおいて建築するなど、歩行者に圧迫感を与えない配置とし、生垣や植栽等により修景する。 コンクリートブロック塀は無機質で、閉鎖的な沿道景観になります。 自然石の基壇に生垣を施すことで、潤いのある沿道景観が創出されます。
	■地域景観に関して ○行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り屋根より低い位置及び壁面線を後退させる。 ○主要な眺望点や重要な景観資源からの眺望を著しく阻害しないよう配慮する。 ○行為地の周辺に神社林等の樹林地がある場合は、できる限り樹林より突出しない高さ・配置とする。 ○行為地が棚田等のまとまりのある農地やその集落地に近接する場合は、その保全に配慮した規模・位置とする。

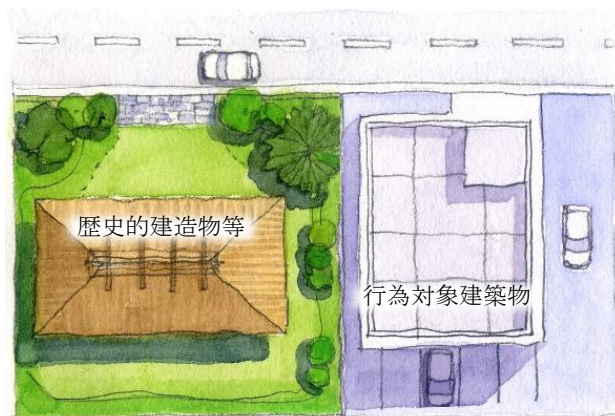
規模・配置

■橋梁景観に関して

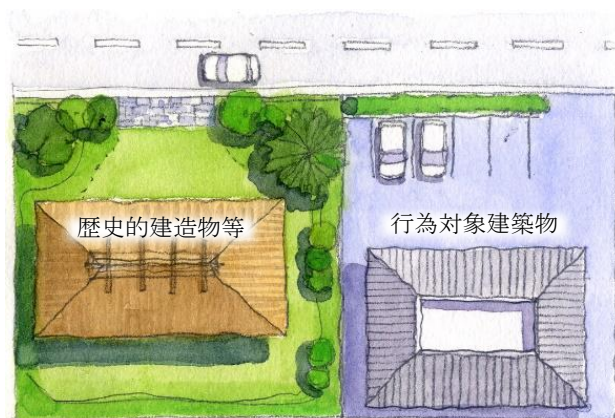
- 景観資源となる橋梁周辺においては、橋梁からの眺望景観をできる限り阻害しないよう配慮する。
- 街路樹等の整備されている沿道においては、周辺のまちなみとの連続性や一体性が確保されるよう、高さや位置に配慮する。

■自然・歴史文化的景観に関して

- 荘厳で神秘的な歴史文化的景観資源や神楽宿の周辺においては、威圧感や突出感を軽減し、建て詰まりのないゆとりある配置とする。



建築物等をセットバックさせるとともに、勾配屋根や植栽による道路側の修景を行うと、威圧感や突出感を軽減し、建て詰まりのないゆとりと落ち着きのある景観づくりが期待できます。



- 敷地内に既存樹木がある場合は、修景に活かすよう配置を工夫する。
- パノラマ景観が見られる絶景スポット周辺では、眺望を著しく阻害しないよう、できる限り壁面線の後退や高さを抑えるよう努力する。

■まちなか景観に関して

- まちなか地区に潤いや解放感を醸し出すため、オープンスペースの確保に努めるとともに、賑わいが求められる商店街などのまちなか景観では、隣地や周辺との連続性に配慮するなど、壁面線の統一に努める。



形態・意匠

■基本的事項

★高千穂の景観特性を形態・意匠に取り入れ、周辺景観との調和に配慮すること。

■地域景観に関して

○大規模な連続した壁面は避け、幾つかの棟に分割又は壁面を出入りさせるなど、巨大感を解消し周囲となじんだものになるよう努める。



長大な建築物等は、周辺の景観に威圧感を与えると同時に、背景の山並みを遮断してしまいます。



建築物等の分棟とともに、高さを変化させることで、ボリューム感や圧迫感を軽減することができます。

○建築物の威圧感を和らげるため、建築デザインに曲線を用いることや勾配屋根を設けるなど、建築物の形態や意匠を工夫する。

■橋梁景観に関して

○隣接あるいは周辺の橋梁との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。

○眺望に配慮するため、勾配屋根等を採用し、橋梁あるいはやまなみとの調和に配慮する。

■自然・歴史文化的景観に関して

○屋外設備や屋外階段は、道路や広場等の公共空間から見えにくいよう位置を考慮するとともに、設備機器周囲の修景に努める。

○景観の良さを建築意匠に取り入れた建築デザインに努める。



歴史的景観等に近接する場合、建築物等の高さを低く抑えるとともに、道路境界線からのセットバック、屋根に勾配をつけ瓦葺きとするなどの工夫により、歴史的景観を保全します。また、植栽等の修景により、良好なまちなみ景観が形成されます。

■まちなか景観に関して

○商店街などでは、シャッターの形態や意匠及び色彩等に配慮するとともに、ショーウィンドの設置等により賑わいとまちなみの連続性を確保するように努める。また、できる限り1階部分をセットバックするなど、観光客や買い物客にとって魅力ある空間を創出するよう工夫する。

○街路樹など、街路景観が整っている地区では、隣地等との連続性に配慮した形態・意匠とする。

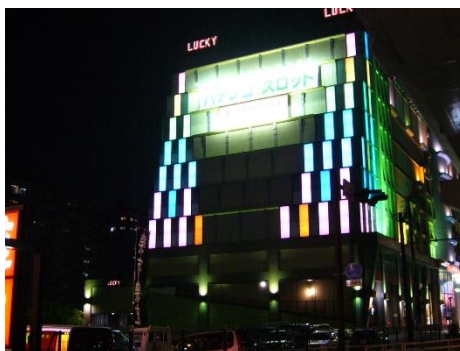
色彩・素材・夜間屋外照明	■基本的事項 ★色彩や素材は落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮し、夜間屋外照明は過剰光により夜神楽等に影響を与えないよう配慮すること。
	■色彩 ○基調となる色彩は、周囲の景観と調和した、落ち着いた色のある抑えた色彩とし、以下に示す通りとする。また、アクセントとなる色は限られた箇所に慎重に用いるよう努める。なお、屋根については明度6以下とする。 ☛ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ☛ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ☛ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ○道路等の公共の場所から見える建築工事中の仮囲いなどは、周辺の景観に与える影響等を考慮し、表面の色彩や図柄等について工夫をする。
	■素材 ○素材そのものの良さを活かすとともに、経過年数により周辺景観に溶け込むような素材の使用に努める。
	■夜間屋外照明 ○夜神楽の行われる集落などの歴史文化的景観資源の周辺において、夜間屋外照明は過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法を工夫する。



植栽による修景により、道路から駐車場の車が見えるのを遮断するとともに、まちなみ景観の連続性が確保できます。また、駐車場舗装も環境に配慮した植生ブロック等を用いることを推奨します。



景観と環境に配慮した緑化型屋外駐車場のイメージ。

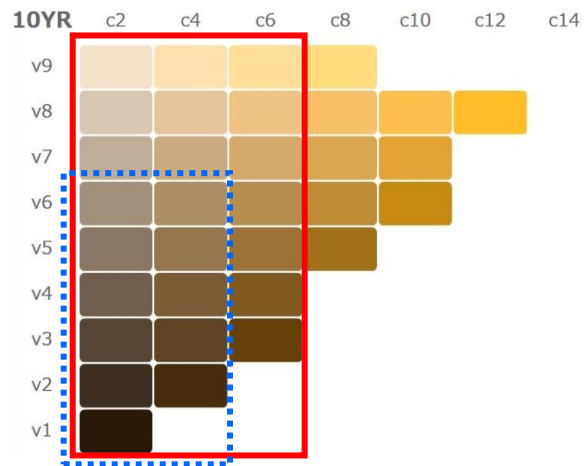
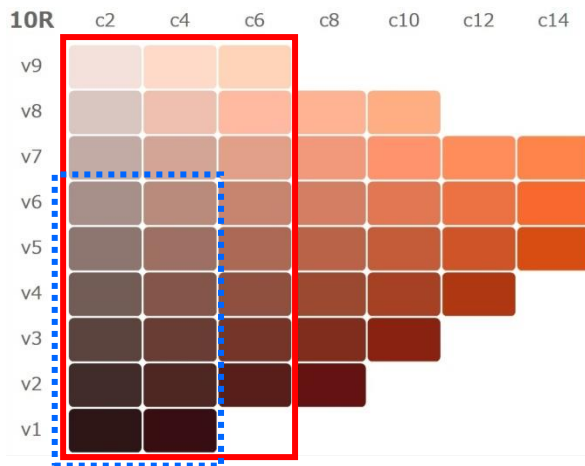


地区の夜間景観との調和を乱し、過度の明るさや色彩の照明を用いたイメージ。

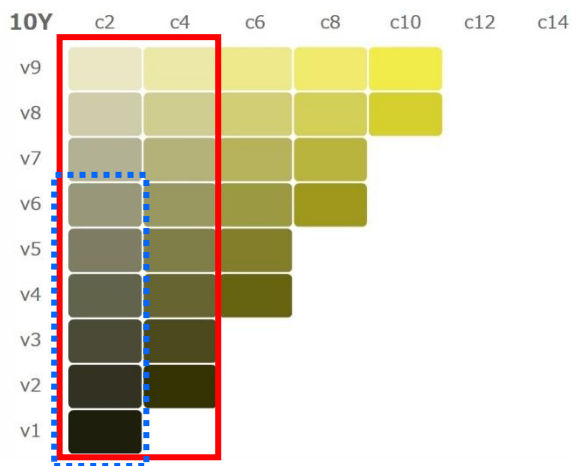


◆参考：マンセル表色系による色彩基準の例

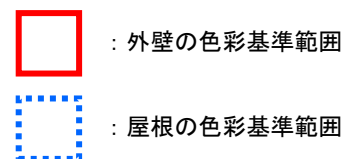
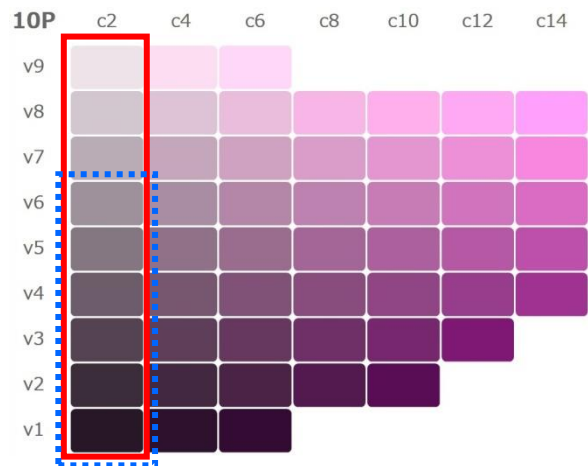
☛ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下



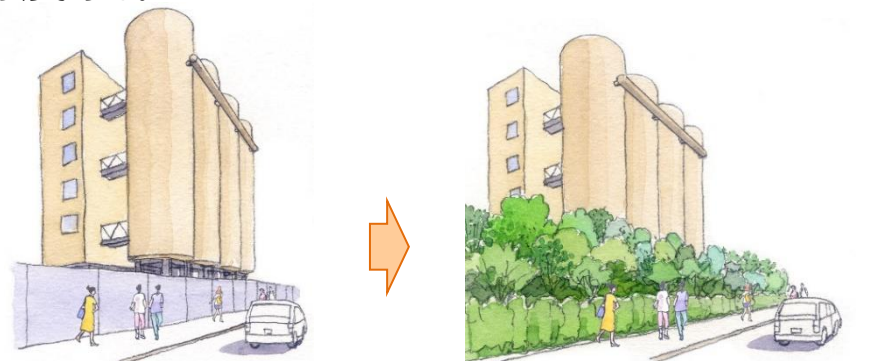
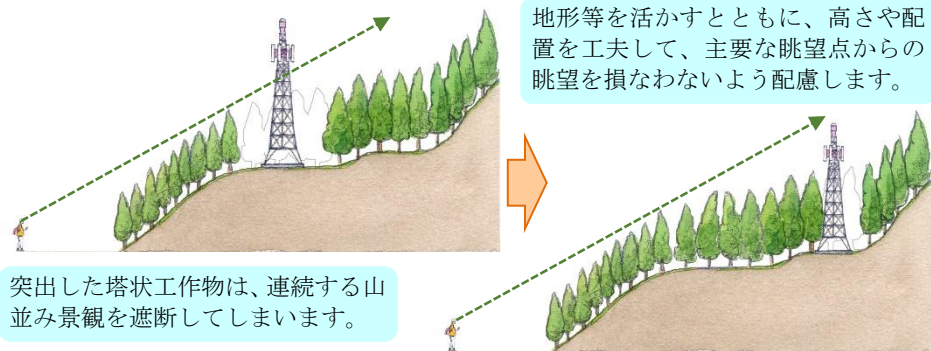
☛ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下



☛ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下



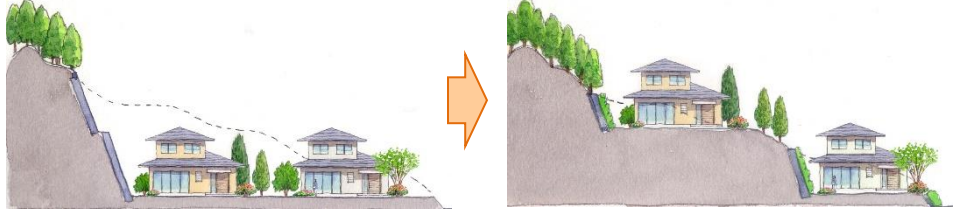
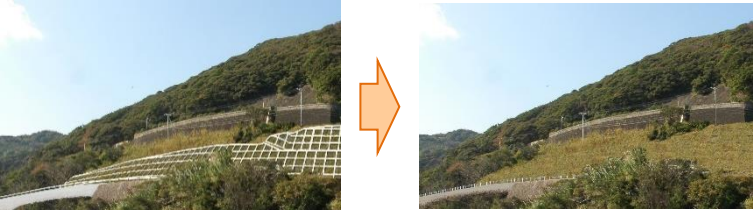
②工作物の建設等に関する行為の制限

届出対象範囲	○塔状工作物類、遊戯施設、製造・貯蔵・処理施設類においては、高さ13m又は築造面積 1,000 m²を超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ○擁壁類（擁壁、柵又は塀）においては、高さ5mを超えるもの
規模・配置	■基本的事項 ★規模・配置は、やまなみ景観及び周辺景観との連続性や一体性が保たれるよう配慮すること。 ★主要道路の沿道においては、できる限り工作物の壁面を道路から一定の距離をおくなど、歩行者に圧迫感を与えない配置とし、生垣や植栽等により修景する。  道路の近くに工作物を配置すると、沿道に威圧感を与えてしまいます。 道路境界線からセットバックして工作物を配置し、空地に植栽帯を設けることで、威圧感を軽減することができます。 ■地域景観に関して ○行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根より低い位置及び壁面線を後退させる。  地形等を活かすとともに、高さや配置を工夫して、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮します。 突出した塔状工作物は、連続する山並み景観を遮断してしまいます。 ○主要な眺望点や重要な景観資源からの眺望を著しく阻害しないよう配慮する。 ○行為地の周辺に神社林等の樹林地がある場合は、できる限り樹林より突出しない高さ・配置とする。 ○行為地が棚田等のまとまりのある農地やその集落地に近接する場合は、視界が開けている地域であるため、高さを最小限とし、集落や主要な道路から容易に望見されないよう工夫する。



規模・配置	■ 橋梁景観に関して ○ 景観資源となる橋梁周辺においては、橋梁からの眺望景観をできる限り阻害しないよう配慮する。 ■ 自然・歴史文化的景観に関して ○ 荘厳で神秘的な歴史文化的景観資源の周辺や神楽宿が存在する集落地、パノラマ景観が見られる絶景スポット周辺では、高さを最小限とし、威圧感や突出感を軽減するよう努力する。 ○ 敷地内に既存樹木がある場合は、修景に活かすよう配置を工夫する。
形態・意匠・素材・色彩	■ 基本的事項 ★ 工作物は意匠よりも必要とする機能性を重視する傾向にあるため、敷地内の緑化等に努め、周辺景観との調和に十分配慮すること。 ○ 大規模な連続した壁面は避け、分節化することにより周囲となじんだものになるよう努める。 ○ 工作物の威圧感を和らげるため、冷たさを感じる素材や反射する素材を大部分に使用することを避け、周辺と調和するよう工夫する。 溶融亜鉛メッキ低光沢仕上げの携帯電話電波塔 ダークブラウン塗装の送電線鉄塔 ○ 隣接あるいは周辺の橋梁との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。 ○ 塔状工作物以外では、眺望に配慮するため、勾配屋根等を採用し、橋梁あるいはやまなみとの調和に配慮する。 ○ 色彩については、前述の建築物の建築等に関する行為の制限に準じる。

③開発行為・土地の開墾・その他の土地の形質の変更に係る行為の制限

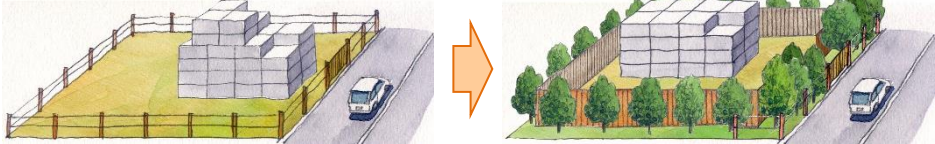
届出対象範囲	○開発面積 3,000 ㎡以上の全ての開発行為、又は土地の開墾・形質の変更面積 3,000 ㎡以上の行為
開発行為 土地の開墾 その他の土地の形質の変更	■基本的事項 ★できる限り行為地の地形を活かし、積極的な緑化に努め、眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮すること。 ○地形を大きく変えてしまう連続した長大な法面や擁壁の造成を避け、既存の地形を著しく変更しないように配慮する。  既存の地形を利用して法面や擁壁の縮小化を図るとともに、眺望に配慮するため、山の稜線や法面頂部付近では既存樹木の保全に努めます。 ○法面が生じる場合、整正は原則土羽によるものとし、自然植生の復元など適切な緑化措置を講じる。  法面緑化工法等を使用し、地域の在来種による積極的な緑化のイメージ。 ○やむを得ず、擁壁等の構造物が生じる場合は、できる限り最小限の規模とするとともに、緑化型の素材を採用するように努める。また、擁壁の前面を樹木等により隠ぺいを図るなど、適切な緑化措置により、周囲の景観への影響を低減するように努める。  緑化ブロックと造成工事が出た自然石を腰石積みに使った積極的な緑化の例。 ○行為地内に既存の樹木・樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観が維持されるように努める。 ○開発区域内はできるだけ緑化に努め、周辺においても背景としての効果に配慮した緑化に努める。



④土石類の採取に関する行為の制限

届出対象範囲	○採取面積が 3,000 m ² 以上、又は行為に伴い生ずる法面の高さが 5mを超える行為
土石類の採取	■基本的事項 ★土石類の採取は、景観に与える影響が大きい行為であり、採取前と採取後で地形及び景観が大きく変化するため、眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮すること。 ○土石の採取の場所は、道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、できる限り採取の位置や方法を工夫するとともに、周囲に植栽等を配置することにより背景の景観や周辺景観への影響を低減するよう努める。 ○採取終了後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化に努める。  土石類の採取等は、周辺の景観に与える影響が大きいため、周辺の景観となじむよう、採取後の跡地を地域の在来種により緑化したイメージ。

⑤屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積に関する行為の制限

届出対象範囲	○物件の堆積に係る土地の面積が 1,000 m ² 以上、又はその高さが 5mを超えるもの
屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積	■基本的事項 ★屋外における物件の堆積は、景観に与える影響が大きい上に、比較的管理者が無人の場合が多く、眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮すること。 ○道路、公園等の公共の場所からできる限り目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とする。 ○物件の周辺を遮へいするなど、道路や公園等の公共の場所から直接望見できないよう工夫する。 ○遮へいする場合は、植栽又は垣根等の自然素材を使用し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮する。  道路付近の堆積物は、周辺の景観を阻害します。 適切な配置と塀や緑化により堆積物を遮蔽します。 ○堆積終了後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化に努める。

⑥木竹の伐採に関する行為の制限

届出対象範囲	○皆伐のみを対象とし、伐採面積が 1,000 ㎡以上の行為
木竹の伐採	■基本的事項 ★伐採後に山肌が露出し、やまなみ景観に与える影響が特に大きいため、極力伐採を行わないことを原則とする。 ★やむを得ず伐採する場合は、目的に応じた伐採が必要最小限のものとなるよう工夫する。 ○既存の景観及び地域の景観を著しく損ねないよう周辺景観との調和に配慮する。 ○樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行う。

⑦太陽光発電設備の設置に関する行為の制限

太陽光発電設備の定義	○太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換するための設備（太陽電池モジュール、太陽光発電パネル、ソーラーパネル等）及びその附属設備をいう ○建築物の屋根・屋上に設置する場合と土地に自立して設置する場合に分類され、建築基準法及び景観法上の位置づけは次のとおりとする ■建築物の屋根・屋上に設置する場合は、「建築物の一部」として取り扱う ■土地に自立して設置する場合は、「工作物」として取り扱う
届出対象範囲	○建築物の屋根・屋上に設置する場合は、高さ 13m又は建築面積 1,000 ㎡を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴い設置するもの ○建築物の屋根・屋上に設置する場合で、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの ○土地に自立して設置する場合は、太陽電池モジュール（パネル）の設置面積の合計が 1,000 ㎡を超えるもの
太陽光発電設備	■基本的事項 ★太陽光発電設備は、恵まれた日照環境を活かした新たなエネルギーである一方で、景観に与える影響が大きいため、眺望景観への影響を抑えるとともに、周辺の景観との調和に配慮すること。 ★太陽光発電設備の事業者及び設置者は、届出の前に行為の内容について事前に協議を行うとともに、設置後は周辺の良好な景観に対して支障とならないよう、適切な管理に努めること。



太陽光発電設備

■建築物の屋根・屋上に設置する場合

○勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させるよう配慮する。

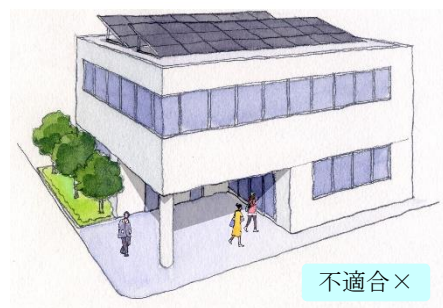


不適合×

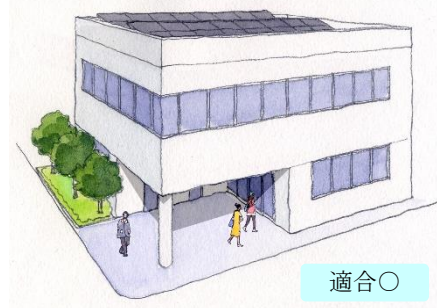


適合○

○陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるよう配慮する。それが困難な場合は、ルーバー等により遮へいするなど、容易に見えないよう工夫する。



不適合×



適合○

○配管類や屋外用パワーコンディショナー等の附属設備は、建築物と一体化させるよう配慮する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなど、容易に見えないよう工夫する。

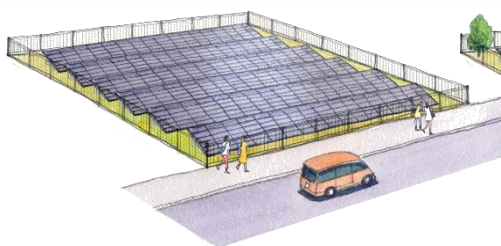
○太陽電池モジュール及びフレームの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度・低彩度・低反射なものを使用する。

■土地に自立して設置する場合

○太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。

○尾根線上、斜面地、高台又は棚田周辺での設置はできる限り避ける。

○周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、植栽で目隠しするなど、容易に見えないよう工夫する。



不適合×



適合○

○太陽電池モジュール及びフレームの色彩は、建築物の屋根・屋上に設置する場合に準じる。

⑧届出対象行為の適用除外（景観法第16条第7項関係）

届出対象行為 の適用除外	■基本的事項 ★景観法第16条第7項各号に基づき、景観計画区域内における届出の適用除外となる行為について、届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為などが規定されている。 ★景観法第16条第7項第11号に基づく高千穂町景観条例に規定する以下の行為についても適用除外とする。 ■景観法第16条第7項第11号に基づく高千穂町景観条例に規定する行為 ○前頁までの行為の制限で、届出対象範囲の規模に満たない行為 ○仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 ○屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積でその期間が90日を超えて継続しないもの ○農業を営むために行う土地の開墾その他土地の形質の変更 ○林業を営むために行う木竹の伐採 ○法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観形成のための措置が講じられているもの ○良好な景観づくりに支障を及ぼすおそれがない行為として、町長が認める行為
-----------------	--



3. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

(1) 景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物は、本町の象徴となっている建造物で、町民に親しまれ地域の景観の核となっている景観上重要な建築物や工作物に対して指定することができます。景観重要建造物に指定されると、建造物の現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例で定める管理の基準に基づくものとなります。一方、見た目の重要性の観点から指定するため、建物内部は自由に利用でき、生活上必要な改修についても行うことができます。また、条例により防火などの外観に係る部分について、建築基準法の規制緩和が可能となり、住みつづけながら地域の景観上の重要な建造物を維持・保全していくことが可能となります。

今後は、町内に点在する歴史的又は文化的建造物の中から、以下に示す指定方針に沿って建造物を抽出し、さらに保存状況や使用状況などの景観要因を検証した上で、所有者や地域住民等の意見を聴き、総合的に検討・指定していきます。

景観重要建造物の指定方針	○町民に親しまれ道路や公園その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができるもの。 ○建造物及びこれと一体となる敷地等の外観が地域の良好な景観形成に重要であり、歴史的又は文化的に価値が高いと認められるもの。 ○優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在で、良好な景観に寄与するもの。 ○街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つもの。 ○地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形態として現れているもので、地域を象徴する建造物であるもの。 ○国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとする。
--------------	--

◆景観重要建造物の指定候補例

名 称	所在地	概 要
榎觸神社本殿	三田井 713	天孫降臨の地として伝えられる榎觸の峯にあり、神社周辺は神話史跡コースの遊歩道が整備されている。
中畑神社本殿	押方中畑 6417	阿蘇神社の外宮で、この地区にある国見ヶ丘で高千穂や阿蘇地方を国見されたと伝えられている。
二上神社本殿	押方 2375-1	二上山の中腹にある神社で、898 年（昌泰元）現在地に社殿が建立され、現在の社殿は 1814 年（文化 11）二度目の再建と伝えられている。
黒口神社本殿	上野 2215	昇り龍・降り龍の神社彫刻がある。

(2) 景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木は、町民に親しまれ地域の景観上重要な樹木に対して指定することができます。景観重要樹木に指定された場合は、現状変更についての許可が必要となり、管理行為の具体的内容については条例で定める管理の基準に基づくものとなります。また、町や景観整備機構と所有者が管理協定を締結して管理をすることも可能となります。

今後は、以下に示す指定方針に沿って樹木を抽出し、保存状況などの景観要因を検証した上で、所有者や地域住民等の意見を聴き、総合的に検討・指定していきます。

景観重要樹木の指定方針	○樹高があり樹幹が太く、葉ぶりが良好である単独の樹木又は群を形成している木立で、道路や公園その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができるもの。 ○地域のシンボリックな存在であり、良好な景観に寄与するもの。 ○街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で先導的な役割を持つもの。 ○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しないものとする。
-------------	---

◆景観重要樹木の指定候補例

名 称	所在地	概 要
高千穂神社の秩父杉 (町天然記念物指定)	三田井 高千穂神社	樹齢 800 年と推定され、幹周り 7.2m、樹高 55m。高千穂神社の境内に立ち、境内一番の大杉。
天岩戸神社の古代イチヨウ (町天然記念物指定)	岩戸 天岩戸神社西本宮	品種として 1 万年前といわれ、雌雄の区別がなく、突然雌雄が入れ替わることもあるといわれており、葉や実の形に特徴がある。全国で長野県諏訪市とこの 2 か所しかないといわれている。
田原熊野神社のケヤキ (町天然記念物指定)	田原 熊野神社	樹齢は不明で、幹周り 6.6m、樹高 38m。境内の南東部に位置し、根元に石灯籠が設置されている。
天岩戸神社東本宮の七本杉 (みやざきの巨樹 100 選)	岩戸 天岩戸神社東本宮	幹周り 6.9m、樹高 55m、東本宮の社有林にあり、昔寄せ植えされて根元がつながったスギが「七本杉」と呼ばれている。近年、七本杉の近くまで安全に歩いて行ける遊歩道が完成している。
天真名井のケヤキ (みやざきの巨樹 100 選)	三田井 天真名井	樹齢 300 年以上と推定され、幹周り 4.8m、樹高 18m。根元に泉が湧き、水神様として地域住民の信仰を受けている。根元より 3 本に分かれ、傾斜して立ち上がり、不安定に見えるが樹勢は旺盛。
向山のカツラ	向山字猿迫 (上の切)	樹齢 500 年と推定され、幹周り 13.3m、樹高 30m。株立ちのカツラで、全体に若々しく見え、舗装道路を走るだけで根元まで辿り着ける数少ないカツラの一つである。
人夫坂のサイカチ	上野 勢里ノ平	樹齢 200 年と推定され、幹周り 3.6m、樹高 13m。阿蘇に向かう国道 325 線旧道トンネルの近くにある。豆果は薬用になり、昔は石けんの代用にされ近年まで実を拾いに訪れる人がいたといわれている。



4. 屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外にある広告物は、見る人に広く情報を提供する一方で、広告物の氾濫や地域特性を無視した掲出によっては、周辺の景観を阻害し、不快感を与えることとなります。ここでは、良好な景観を形成するために、景観法第8条第2項第4号のイに規定する「屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について、以下に基本方針を定めます。

屋外広告物については、景観形成の方針に掲げている地域景観や橋梁景観など、本町の景観類型ごとの特性と調和した表示に努めることが重要です。また、良好なまちなみ景観を形成するため、景観を阻害しない統一感のある屋外広告物の表示に努める必要があります。

現在本町では、「宮崎県屋外広告物条例」に沿って屋外広告物の規制等を行っており、今後は禁止事項等を遵守・活用しつつ、本町独自の屋外広告物の表示等に関する条例の制定を目指した取り組みを行い、良好な景観の形成に努めます。

屋外広告物の表示等に関する基本方針	○宮崎県屋外広告物条例の禁止地域や規制地域に指定されている地域においては、広告物等の基準を遵守し、良好な景観の形成に努める。 ○地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度な表現による著しい違和感を与えないよう配慮する。 ○景観特性や景観形成方針を踏まえ、周辺の良好な景観との調和に配慮しつつ、地域のイメージを高める優れたデザインと秩序ある掲出に努める。 ○歴史的景観資源など、景観形成上重要な施設等の周辺にあっては、当該施設のイメージを損ねないように、デザインを工夫するとともに、掲出位置に配慮する。 ○主要な眺望点からの眺望に配慮する。 ○広告物等は敷地内に収め、眺望の妨げや背景との調和を乱さないよう、位置や形状、規模、色彩等に配慮する。 ○建築物・工作物に付属する場合は、当該建築物・工作物と一体感のある意匠・色彩となるよう工夫する。 ○複数の広告物が連立する場合は、コンパクトに集約し、大きさや色彩、方向などを揃えるなど、統一感が出るよう配慮する。 ○安全上の理由等を除き、蛍光色や原色、反射材などの使用を避ける。また、広告物の照明については、光害を防止し、必要以上の点滅や回転を避ける。 ○耐久性に優れた素材を用い、安全性を確保するため、定期的な維持管理に努める。
--------------------------	---

第4章 景観形成の推進に向けて

1. 関係法令等の横断的な活用

景観資源は、それぞれの景観と社会経済的要因、さらに特色ある伝統文化など、多様で多岐にわたる要素が重なり合って成り立っています。良好な景観形成を図るためには、規制や誘導などの社会経済的な部分について、関係する法律に基づく各種制度を一体的・横断的に活用し、継続的な取り組みにより総合的な施策の展開に努める必要があります。中でも、本町の景勝地や棚田などの自然景観に対しては、景観形成の良否を大きく左右する土地利用との連携が重要となり、より景観を重視した土地利用の推進を図る必要があります。

(1) 景観重要公共施設の整備について

景観を構成する主要な要素の一つである道路・橋梁、河川、都市公園等の公共施設は、本町の景観上の軸や拠点として重要な役割を果たしています。今後は、これらの整備に際し、景観形成上特に重要な区域にある施設を対象として、当該施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設としての位置づけを検討するものとします。

景観上の観点から、関係主体間の連携・調整を通じ景観重要公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって景観特性に配慮した整備を行うことにより、良好な景観の形成を図ることが可能となります。

本町では、景勝地・観光地を擁する五ヶ瀬川・岩戸川・神代川などが流れており、これらの河川の防災性・親水性を高めると同時に、自然環境との調和に配慮した整備を進め、水と緑の豊かな水辺景観を形成するとともに、水質浄化や護岸の花壇づくりなど町民との協働による継続的な維持・管理に努めていく必要があります。

(2) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項について

本町は、山間地という厳しい環境の中で、風土に適応した農林業の営みや暮らし、特色ある伝統文化が醸成され、豊かな自然、安らぎ、美しい景観などの魅力や価値が再認識されています。本町の棚田や山腹水路網は、この地に住む人々の長年の努力の象徴であり、世界に評価され、これらの山間地農林業複合システムは世界農業遺産に認定されました。しかしながら一方では、過疎化や高齢化、地域社会の連帯性の弱体化なども顕在しており、農地の管理に支障が生じ、魅力の低下が懸念されています。このような地域の景観を保全・創出するためには、地域の景観に配慮しつつ、良好な営農条件を確保する観点も必要となります。

景観農業振興地域整備計画は、農業振興地域において、魅力ある景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を示すもので、農振法第8条第2項第1号の農用地区域に限定せず、特色ある景観が広がっている地域の範囲、保全・創出の方針等を示すことができます。

今後は、計画に必要な区域を定め、景観を維持するための棚田や水路網の整備・管理、生産主体の担保、耕作放棄地の発生しない生産管理方法等について検討し、景観を維持し、周辺と調和のとれた農業利用を目指す必要があります。



（３）既存の緑のストック活用や文化的景観との連携について

本町には、数多くの神社と神社林等の緑が町内各地に点在しています。これらの緑は、良好な景観を形成する上で重要な役割を担っており、景観法に基づく景観重要樹木に沿った指定とともに、今後、関連計画との連携を図りつつ、民有地や都市計画公園等の緑地の保全を促進します。

また、集落内にある身近な広場や公園等においては、地元公民館との協力体制のもとで、地域の景観を形成する大切な緑として、住民の自主的な保全・活用を促進します。

さらに、各集落、地域で保存・継承されてきた神楽ゆかりの氏神様や鎮守の森についても、重要な文化的景観として文化財保護法との連携を図りつつ、地域住民による保存・活用を促進します。

（４）地区計画制度や景観協定制度の活用について

歴史的・文化的景観に目を向ける一方で、町民の身近な生活に根ざした景観形成を進めることも必要です。景観法では、地区の計画的な整備と良好な景観の形成が同時に求められる場合、景観地区と同様の仕組みを地区計画に導入することが可能となっています。今後は、住民の意思による生活環境の整備を目的とした地区計画制度を活用して、良好な景観の誘導を図ることを検討します。

また、景観協定制度は、良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内の一団の土地について土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項を協定する制度です。今後は、住民自らの手で、地域のより良い景観の維持・増進を図るために、自主的な規制を行うことができる制度として啓発・普及を検討します。

２．協働による景観づくり

良好な景観の形成は、町民一人ひとりや事業者、みどりの少年団等の団体など、多様な主体の日々の取組の積み重ねにより実現するものです。これまで、主に公共事業として行われていた景観の整備は、今後、景観法に基づき町民や事業者等が行う個別の建築行為や地区レベルでの景観環境の改善へと移行していきます。

（１）主体間の協働による景観づくり

景観に関する施策の展開が町民の身近なレベルで行われるようになることで、町民、ＮＰＯ、事業者等の行政への参画の機会が拡大します。これに伴い、多くの主体が参画した協議・調整型の景観形成推進方法が中心となるため、行政との協働による景観形成への取り組みがより一層重要となります。このため、町民をはじめとしてＮＰＯ等の諸団体の活動がこれまで以上に活発化し、景観形成の主体として取り組むことが可能となるよう組織の育成を支援します。また、事業者においても、本町の観光をはじめとした産業の活性化を進めるとともに、町民の一員として本町の景観に関心を持ち、駐車場や事業所の修景、周辺と調和した屋外広告物の掲示等、良好な景観づくりの取り組みに協働の精神をもって積極的に参加・協力・貢献する必要があります。

（２）景観整備機構の指定

景観行政団体は、良好な景観の形成に向けて町内で活動するＮＰＯ法人や公益法人について、景観整備機構として公的に指定し、町民やＮＰＯの主体的な取り組みを支援することができます。また、指定された景観整備機構は、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うことも可能とされています。今後は、本町において景観形成に関するＮＰＯ法人や公益法人が景観整備機構となるよう積極的に支援することとします。

（３）助成、表彰・認定制度の検討

町民や民間団体による景観保全・整備の一層の推進を図る観点から、良好な景観づくりを行ったと認める主体に対する助成、良好な景観の形成に寄与する優良な建造物の認定や町民の発意による優れた景観づくりの活動などに対する表彰制度の創設を検討します。



3. 景観形成重点地区の検討

今後の本町の景観形成を進めるにあたっては、景観形成重点地区として景観形成に重要な役割を担う地区であり、先導的かつ積極的に景観形成を進める必要のある地区を選定し、地区の特性を活かした景観形成へ向けて、当該地区に関する景観形成の方針とともに、行為の制限等の方策を検討します。

4. 良好な景観形成へ向けた体制づくり

(1) 推進組織

各主体間の協働により良好な景観形成の成果をあげるため、今後は以下のような組織の構築を検討し、本計画に基づく景観形成を総合的かつ実効的に推進します。

①高千穂町景観づくり推進協議会

- 構成：景観整備機構、高千穂町、町民活動団体、公民館を中心としたコミュニティ組織、建築士会、事業者（公益事業者等を含む）など
- 役割：景観形成に関するネットワークづくり、景観形成活動に関する情報共有・協議・調整・連携、利害の異なる課題解決など

②景観アドバイザー

- 構成：宮崎県景観まちづくりアドバイザー等の専門家
- 役割：景観法に基づく届出・認定申請・許可申請に係る技術的指導や助言及び適合審査に対する意見答申、公共施設の整備に関する技術的指導や助言、景観形成ガイドラインに関する技術的指導や助言

③高千穂町景観審議会【高千穂町都市計画審議会】

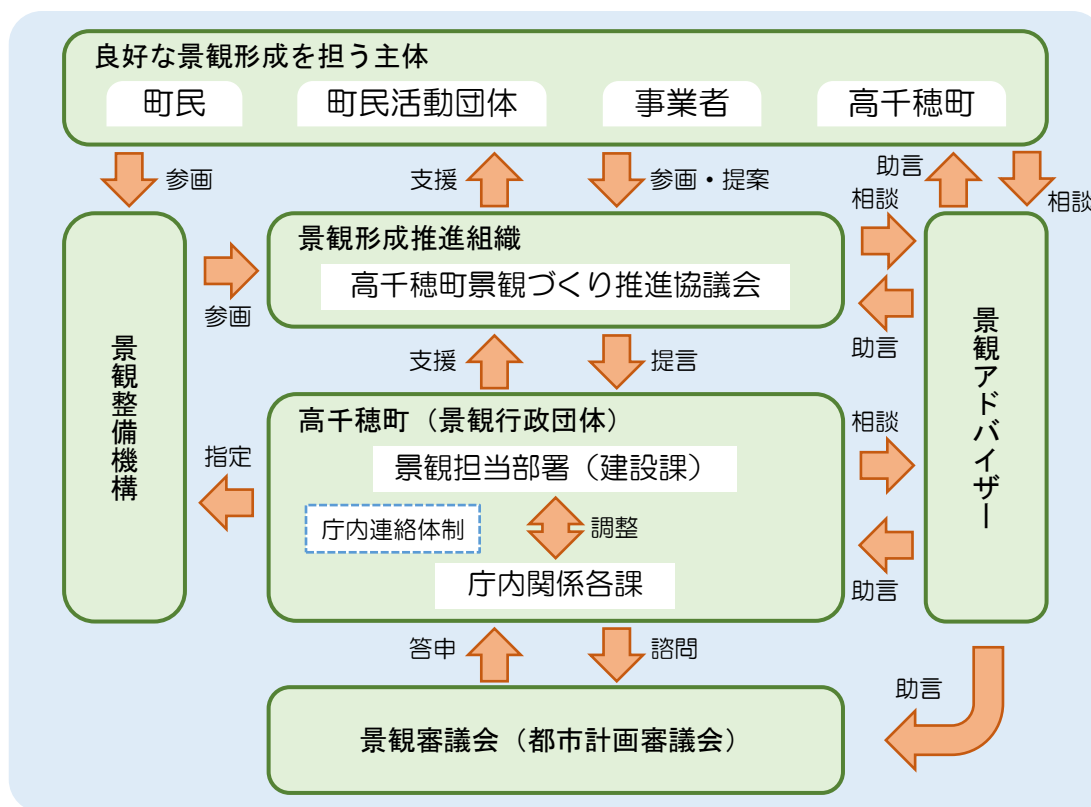
- 構成：学識経験者、町議会議員、産業関連団体代表など
- 役割：景観計画の変更に係る調査・審議、景観法・景観条例に基づく勧告・命令等に係る意見答申、その他景観形成に係る重要事項等の調査審議

(2) 総合的な推進体制の構築

本町は景観行政団体として自然環境や生態系の保全、地域文化の継承、市街地環境や集落環境の整備、産業・観光の活性化や交流の活発化などの景観形成に関する主要施策の推進とともに、届出に対する規制・誘導等の基準判定や説明能力を高め、実効性を確保する必要があります。このため、景観法に位置づけられた景観整備機構や前述の推進組織等を活用しつつ、総合的な推進体制を構築する必要があります。

また、景観づくりの主体となる町民や事業者への啓発・支援に向けた体制づくりも重要です。このため、本町の景観づくりの体制を強化・確立し、公民館活動等を通じて町民へ広く周知するとともに、キャンペーンやシンポジウム、フォーラムなどを開催し、全町民を含む多様な主体への景観づくりに対する理解を深めます。

◆総合的な推進体制構築の例



(3) 行為の制限に関する届出の流れ

本町では、町全域を景観計画区域に指定しています。景観計画区域内において建築物の建築等の行為を行う場合は、行為の規模により届出が必要です。以下に手続きの流れの概要を示します。

◆届出手続きフロー

